



第64回

# 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

平成28年6月28日（火曜日）午前10時

開催場所

広島県廿日市市木材港南1番1号  
株式会社ウッドワン 本社5階会議室

## CONTENTS

第64回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	3
計算書類等	54
監査報告書	79
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金処分の件	83
第2号議案 定款一部変更の件	84
第3号議案 取締役6名選任の件	85
第4号議案 監査役4名選任の件	89
第5号議案 補欠監査役1名選任の件	92
第6号議案 当社取締役及び執行役員に対し ストックオプションとして新株予約権を発行する件	93

株式会社 **ウッドワン**

証券コード：7898

# 株 主 各 位

広島県廿日市市木材港南1番1号  
**株式 会社 ウッドワン**  
代表取締役社長 中 本 祐 昌

## 第64回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

この度の平成28年熊本地震により被災された皆様に、心よりお見舞い申しあげます。

さて、当社第64回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年6月27日（月曜日）午後5時15分までに到着するようご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成28年6月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 広島県廿日市市木材港南1番1号  
株式会社ウッドワン 本社5階会議室
3. 目的事項  
報告事項 1. 第64期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第64期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件
- 第4号議案 監査役4名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

**第6号議案** 当社取締役及び執行役員に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件

以 上

---

**【お願い】**

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

**【株主総会参考書類等の記載事項を修正する場合の周知方法】**

株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正する必要が生じた場合は、当社ウェブサイト (<http://www.woodone.co.jp/>) に掲載させていただきます。

# 事業報告

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業業績の改善や良好な雇用情勢により回復傾向がみられたものの、中国経済の減速や中東諸国の紛争に起因した世界経済の下振れ、原油安や長期化する新興国の経済の減速が懸念され、平成28年1月以降には、為替や株価の変動が激しくなるなど不安定な状況がみられ、景気は先行き不透明な状況で推移しました。

住宅業界におきましては、平成26年4月の消費税増税に伴う駆け込み需要の反動減が和らぎ、当社グループの主力販売分野である持家や分譲戸建住宅は、前年同期比で回復傾向となりました。

当社グループにおきましては、当連結会計年度は『第三の創業』2年目とし、これまで培ってきたDNAを土台として、今後の劇的な環境変化にも対応し得る体制の構築や当社グループの独創的な市場を創造して、グローバルな成長を目指してまいりました。また『利益目標達成のための営業革新の実施！』を営業方針として、国内の少子化による将来的な需要の減少を見据え新設住宅着工戸数に左右されにくい経営体質への転換を進めてまいりました。

無垢の木のキッチン「スイージー」を主体に、「無垢の木の洗面台」「スイージーファニチャー」「無垢の木の収納」など無垢商品の品ぞろえを広げ、主要都市に開設したショールームにおいて、お客様に生活空間を具体的にイメージしていただけるよう床材・内装建具などとともにルーム形式の展示を行い、販売に努めてまいりました。また、広島県廿日市市に開設している「ウッドワンプラザ広島」においては、感情認識機能を搭載した人型ロボット「Pepper (ペッパー)」を導入し、来場者から理想の住宅をヒアリングし、ニーズにあった住空間の提案を行うなど、ショールームをお客様とのふれあいの場として活用すべく取り組んでまいりました。なお、平成28年3月には、新たに名古屋駅前に「ウッドワンプラザ名古屋」をオープンいたしました。

当社グループは、環境共創企業として、これまで以上に所有する森林資源を有効に活用した新商品の開発、業界をリードする省施工・簡単施工商品群の提案を行い、併せて更なる業務の効率化・コスト削減・資産の効率化等を図ってまいりました。森林認証(※)を取得しているニュージーランドの森林資源を活用したピノアースシリーズを中心に、当社の強みである木が持つ潜在能力を梃子(てこ)に、国内外において“勝てる市場×勝てる仕掛け”を創造・実現すべく取り組んでまいりました。

この結果、連結売上高は、65,571百万円（前年同期比3.5%増）、営業利益は1,622百万円（前年同期比220.6%増）となりました。しかし、急激な為替の変動に伴い海外子会社における為替評価損が発生し、これらを主な要因として、経常利益は303百万円（前年同期は経常損失787百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は62百万円（前年同期比91.9%減）となりました。なお、中華人民共和国上海市に所在している中国子会社、沃達王木業（上海）有限公司の解散（清算）に伴い、子会社清算益408百万円を特別利益として計上いたしました。また、NZドル／円レートの急激な為替変動の影響により発生したニュージーランド子会社の外貨建借入金に係る為替評価損586百万円を特別損失の為替差損として計上いたしました。

（※）国際的な審査機関FSC®（森林管理協議会）のFM認証（森林管理認証）とCoC認証（加工・流通過程の管理認証）の総称／ライセンスNo.FSC-C043904

### ①住宅建材設備事業

住宅建材では、省エネ・省施工商品として、無垢の木の内窓「MOKUサッシ」、リフォーム用断熱改修パネル「あったかべ」、職人不足対策や工期短縮を実現するセットオン階段「Light」、インテリア性の高い上質な空間を提案する室内ドア「ソフトアートシリーズE t y p e」、カラフルな色彩を採用した「ピノアース カラーペイントドア」、箱型収納・棚板・金物を自由に組み合わせオリジナル収納が出来る「無垢の木の収納」等の様々な商品展開を行い、銘木の質感を活かしたフローリング材の新シリーズ「コンビットワンダー」、平成28年3月には、新たな壁材シリーズとして無垢の素材感と意匠性を兼ね備えた「デザインウォール」を発売し、既存の住宅分野に加えて大型商業施設や店舗など非住宅分野へ木のぬくもりある空間を展開するなど販路拡大を図っています。その販路拡大の一環としてネットショップ「木のDIYショップ」を開設し、主に当社商品の「無垢の木の収納」など、木を中心としたDIY向け商品購入サイトを立ち上げました。

また、高齢者施設や学校・幼稚園などの大空間でも高い耐震性能を満たす建材として、FSCの森林認証材であるLVL等の構造材の拡販や次世代型高性能住宅を実現する新システム「ワンズキューボ」の普及や長期優良住宅等の各種認定申請支援業務による営業活動を行ってまいりました。

住宅設備機器では、ニュージーパイン、メープル、オーク、ウォールナットの4つの樹種から無垢扉を選べるキッチン「スイージー」は、木のぬくもりを感じる「無垢の木の洗面台」、手で「触れなくなる」ような木の質感をテーブル・ベンチ・スツールに展開した「スイージーファニチャー」など、無垢の木の強みを活かした商品とともに、住宅の室内ドアや床材などの内装材とトータルコーディネートすることで相乗効果を生み、住宅建材設備事業の売上に寄与してまいりました。

このような施策を行い販売数量の増加や価格の見直し等により、連結売上高は、前年同期と比べ増加いたしました。為替変動の影響・中国子会社の清算・一部生産拠点の見直し等を行った結果、当連結会計年度における住宅建材設備事業は、売上高が64,437百万円(前年同期比1.7%増)、営業利益が1,359百万円(前年同期比168.7%増)となりました。

## ②発電事業

発電事業では、本社敷地内に木質バイオマス発電設備を導入し、当連結会計年度より電気事業者に売電を開始いたしました。木質バイオマス発電の運営におきましては、間伐材等由来の木質バイオマス・一般木質バイオマス・建設資材廃棄物を燃料として順調に稼働しております。

この結果、当連結会計年度における発電事業は、売上高が1,150百万円、営業利益が262百万円となりました。

## 事業セグメント別売上高

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額	構成比	金額	構成比
	百万円	%	百万円	%
住宅建材設備事業	63,362	100.0	64,437	98.2
発電事業	—	—	1,150	1.8
合計	63,362	100.0	65,587	100.0

(注) 前連結会計年度末においては、発電事業のセグメントがなかったため、発電事業の金額及び構成比を記載しておりません。

また、当連結会計年度の住宅建材設備事業の売上高には、発電事業への売上高16百万円が含まれております。

## (2) 対処すべき課題

当社グループにおきましては、平成2年（1990年）のニュージーランド山林経営への進出時を『第二の創業』と定義し、平成26年（2014年）からを『第三の創業』と位置付けております。当連結会計年度におきましては、インドネシアの合弁企業設立など、グローバルな成長を目指してさまざまな施策に取り組んでまいりました。引き続き、『第三の創業』経営目標実現に向けてさらなる経営革新の実施」を営業方針として、「新しい商品」「新しい顧客」「新しいチャネル」「新しい販売手法」により、国内の少子化による将来的な需要の減少を見据えて、新設住宅着工戸数や為替の影響に左右されにくい経営体質への転換を更に進めてまいります。

当社グループがこれまで育林してきたニュージーランドの森林資源より産出される良質で豊富な無垢材を活かして、付加価値の高い新たなシリーズ商品の投入を目指してまいります。

当社の強みである木が持つ潜在能力を梹子(てこ)に、成長著しいアジア市場や国内のリフォーム・リノベーション・非住宅市場などで、“勝てる市場×勝てる仕掛け”を創造・実現し、新たな加工・流通・販売体制の構築を進め、海外向けの売上増大に努めてまいります。

さまざまな戦略を全社で迅速に推進するため、国内外の製造ネットワークを更に整備し、効率的な運営とコスト低減を図るとともに、社内の仕組みを再構築してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (3) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、2,301百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

Juken New Zealand Ltd.      機械設備及び山林

## (4) 資金調達の状況

上記設備投資の所要資金は、自己資金により充当いたしました。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

項 目	第 61 期 (平成25年3月期)	第 62 期 (平成26年3月期)	第 63 期 (平成27年3月期)	第 64 期 (当連結会計年度) (平成28年3月期)
売 上 高	64,020	69,265	63,362	65,571
経 常 利 益	1,998	1,667	△787	303
親会社株主に帰属する当期純利益	2,743	1,722	771	62
1株当たり当期純利益	58.80円	36.91円	16.54円	1.35円
総 資 産	93,743	98,231	97,226	89,081
純 資 産	39,914	44,882	46,442	39,932

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

項 目	第 61 期 (平成25年3月期)	第 62 期 (平成26年3月期)	第 63 期 (平成27年3月期)	第64期(当期) (平成28年3月期)
売 上 高	55,711	59,715	51,424	54,834
経 常 利 益	1,142	1,697	65	1,350
当 期 純 利 益	908	1,455	1,024	905
1株当たり当期純利益	19.47円	31.20円	21.96円	19.42円
総 資 産	67,681	67,953	67,922	69,338
純 資 産	30,359	31,610	32,806	33,364

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。



## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

当社には該当する親会社はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ウッドジョイ	百万円 10	% 100	エクステリアの販売及び施工並びに不動産業
Juken New Zealand Ltd.	百万ニュージーランドドル 251.7	% (93.7)	山林経営及び木製品の製造
住建(上海)有限公司	百万米ドル 7.5	% (100)	木質建材の製造
Juken Sangyo (Phils.) Corp.	百万円 1,488	% (100)	木製品の製造
沃達王木業(上海)有限公司	百万米ドル 9.4	% (100)	木質内装建材の製造及び販売
沃達王国際有限公司	百万香港ドル 577	% 100	海外子会社の統括、海外での資材調達及び販売
株式会社ベルキッチン	百万円 10	% 100	住宅設備機器の製造、販売及び施工
株式会社フォレストワン	百万円 20	% 100	国内産の原木の製材及び販売

- (注) 1. 議決権比率欄の( )内は当社による間接所有の割合であります。
2. 連結子会社であるJuken New Zealand Ltd.の株式追加取得及びインドネシアの持分法適用関連会社PT. Woodone Integra Indonesiaの株式取得を目的として、当社は、沃達王国際有限公司に対して127百万香港ドルを増資し、同社の資本金は450百万香港ドルから577百万香港ドルとなりました。
3. 当社100%子会社である沃達王国際有限公司が平成27年11月16日付で非支配株主より株式を取得したため、Juken New Zealand Ltd.に対する当社議決権比率が85%から93.7%となりました。
4. 当社は、平成27年7月29日開催の取締役会において100%子会社である沃達王木業(上海)有限公司を解散及び清算することを決議いたしました。
5. 当社は、平成28年1月4日に100%子会社として株式会社フォレストワンを設立いたしました。

### ③ 企業結合の経過及び成果

当社の連結子会社は、上記の8社を含めて13社であり、当社グループにおける当期の売上高は、65,571百万円(前年同期比3.5%増)、経常利益は、303百万円(前年同期は経常損失787百万円)、また親会社株主に帰属する当期純利益は、62百万円(前年同期比91.9%減)であります。

- ④ 事業年度末日における特定完全子会社の状況  
 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

事業	事業内容
住宅建材設備事業	床材・造作材などの木質総合建材、厨房機器などの住宅設備機器の製造及び販売、植林を含む山林経営
発電事業	間伐材等由来の木質バイオマス・一般木質バイオマス・建設資材廃棄物などの燃料を用いたバイオマス発電及び売電

(8) 主要な営業所及び工場（平成28年3月31日現在）

① 当社

本社	広島県廿日市市木材港南1番1号
支店	東京支店（東京都文京区）、大阪支店（大阪府豊中市） 名古屋支店（愛知県小牧市）、福岡支店（福岡県大野城市）
営業所	全国39営業所
生産拠点	本社工場（広島県廿日市市） 豊橋工場（愛知県豊橋市） 蒲郡工場（愛知県蒲郡市）
物流拠点	本社（広島県廿日市市） 東海（愛知県豊橋市） 関東（茨城県坂東市）

② 重要な子会社

国内	株式会社ウッドジョイ	広島県廿日市市
	株式会社ベルキッチン	岐阜県瑞浪市
	株式会社フォレストワン	広島県廿日市市
海外	Juken New Zealand Ltd.	ニュージーランド
	住建（上海）有限公司	中華人民共和国
	Juken Sangyo(Phils.)Corp.	フィリピン共和国
	沃達王木業（上海）有限公司	中華人民共和国
	沃達王國際有限公司	中華人民共和国

(9) 従業員の状況（平成28年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前期末比増減
住宅建材設備事業	2,783名	－
発電事業	12名	－
合計	2,795名	202名減

(注) 前期末においては、発電事業のセグメントがなかったため、セグメント別の前期末増減は記載しておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,399名	49名減	40.4歳	16.3年

(注) 1. 上記従業員数には、パートタイマー83名は含んでおりません。  
2. 上記の従業員数のほか子会社への出向者が37名おります。

(10) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

(単位：百万円)

借入先	借入金残高
株式会社広島銀行	4,416
株式会社みずほ銀行	4,390
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,682
農林中央金庫	1,906

## 2. 会社の株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 196,839,384株
- (2) 発行済株式総数 46,648,871株（自己株式2,560,975株を除く。）
- (3) 株主数 3,522名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
	千株	%
中 本 不 動 産 株 式 会 社	4,382	9.39
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	3,356	7.19
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	2,541	5.45
住 建 持 株 会	1,481	3.18
中 本 雅 生	1,475	3.16
中 勇 不 動 産 株 式 会 社	1,403	3.01
中 本 祐 昌	1,301	2.79
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	1,255	2.69
資 産 管 理 サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,100	2.36
住 建 東 海 持 株 会	1,076	2.31

- (注) 1. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の持株数のうち、739千株は株式会社もみじ銀行退職給付信託分であります。
2. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社の持株数のうち、1,801千株は株式会社広島銀行退職給付信託分、152千株はD I C株式会社退職給付信託分であります。
3. 資産管理サービス信託銀行株式会社の持株数のうち、840千株は株式会社みずほ銀行退職給付信託分であります。
4. 持株比率は、自己株式（2,560,975株）を控除して計算しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況  
(平成28年3月31日現在)

① 新株予約権の数

1,856個

② 目的となる株式の種類及び数

普通株式 1,856,000株 (新株予約権1個につき1,000株)

③ 当社役員の保有状況

対象者	名称 (払込金額/行使価額)	行使期間	個数	保有者数
取締役	第6回新株予約権 (無償/633円)	平成21年12月28日～ 平成28年6月30日	248個	5名
取締役	第7回新株予約権 (無償/294円)	平成23年5月15日～ 平成29年6月30日	196個	5名
取締役	第8回新株予約権 (無償/313円)	平成23年7月22日～ 平成30年6月30日	196個	5名
取締役	第9回新株予約権 (無償/315円)	平成24年7月28日～ 平成31年6月30日	68個	6名
取締役	第10回新株予約権 (無償/315円)	平成25年7月28日～ 平成32年6月30日	81個	7名
取締役	第11回新株予約権 (無償/275円)	平成26年7月28日～ 平成33年6月30日	89個	7名
取締役	第12回新株予約権 (無償/314円)	平成27年7月26日～ 平成34年6月30日	179個	7名
取締役	第13回新株予約権 (無償/317円)	平成28年7月30日～ 平成35年6月30日	372個	7名
取締役	第14回新株予約権 (無償/305円)	平成29年7月29日～ 平成36年6月30日	427個	7名

## (2) 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権の状況

発行した新株予約権の数	23個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 23,000株
新株予約権の払込金額	無償
新株予約権の行使価額	305円
新株予約権の行使期間	平成29年7月29日～平成36年6月30日
その他取得条件	(注) 1
当社使用人等への交付状況	(注) 2

- (注) 1. 当社が消滅会社となる合併契約又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会又は取締役会で承認された場合には、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、本新株予約権全てを無償で取得することができる。
2. 当社使用人5名に対して、新株予約権23個（普通株式 23,000株）を交付している。

### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、企業価値最大化のための取組みとして、当社に対する濫用的な買収等を未然に防止するため、次のとおり第四回信託型新株予約権を株主以外の者に対し特に有利な条件で発行しております。

なお、本新株予約権につきましては、平成26年6月26日開催の第62回定時株主総会において承認を得ております。

区分	第四回信託型新株予約権 (平成26年7月18日発行)
発行決議の日	平成26年6月26日(注)1
新株予約権の数	110,000,000個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 110,000,000株
新株予約権の払込金額	無償
新株予約権の行使価額	1円
新株予約権の残高	110,000,000個
新株予約権の行使期間	平成26年7月18日から平成29年9月30日
新株予約権の行使の条件	(注)2
割当てを受けた者の氏名又は名称	一般社団法人ウッドワンセキュリティーズ ホールディングス

(注) 1. 平成26年6月26日開催の第62回定時株主総会において、発行決議を行っております。

2. (1) 新株予約権者は、当社の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に定義される意味を有し、共同保有者の株券等保有割合を含めて算出される。以下同様とする。）又は、株券等所有割合（金融商品取引法第27条の2第8項に基づき、株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される。以下別段の定めがない限り同様とする。）の買付け等（同項に定義される。以下同様とする。）を行う者及びその特別関係者の株券等所有割合を合計したものを意味する。以下同様とする。）が20%以上となる者（以下「特定大量保有者」という。）が現れたことを当社取締役会が認識し、公表した日から10日間が経過したとき、又は公開買付けによって当社が発行者である株券等の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含む。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認

めた者（以下「特定大量買付者」という。特定大量保有者と併せて、以下「特定株式保有者」という。）が公開買付開始公告を行った日から10日間が経過したときに限り、新株予約権を行使することができる。

但し、当社は、企業価値の最大化の観点から必要があると認める場合には、取締役会の決議をもって、予め公表することにより上記「20%」の割合を引き上げることができる。

また、以下の各号に定める者は、特定株式保有者並びに共同保有者及び特別関係者に該当しないものとする。

- ① 当社
- ② 当社の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。）
- ③ 当社の関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第5項に定義される。）
- ④ 当社を支配する意図がないのに特定株式保有者となった者と当社取締役会が認めた者で、かつ特定株式保有者となった後10日以内にその保有する株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に定義される意味を有する。以下同様とする。）を処分等することにより特定株式保有者ではなくなった者
- ⑤ 自己株式の取得等当社側の事情により、その意思によることなく特定株式保有者となった者（但し、当社の株券等をその後新たに取得してなお特定株式保有者に該当する場合を除く。）
- ⑥ 一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングス
- ⑦ 一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングスが新株予約権を信託譲渡した場合の当該信託を受託する信託銀行及び信託会社（当該新株予約権の信託の受託者としての地位を意味する。）
- ⑧ その者が当社の株券等を取得し、保有することにより当社の企業価値が最大化されると当社取締役会が決議する者

なお、(1)及び下記(3)において、共同保有者とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される意味を有し（同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。）、特別関係者とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される意味を有するものとする。

- (2) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (3) 上記(1)及び(2)に拘わらず、以下の①乃至⑧に定める者は新株予約権を行使できないものとする。
  - ① 特定大量保有者
  - ② 特定大量保有者の共同保有者



- ③ 特定大量買付者
- ④ 特定大量買付者の特別関係者
- ⑤ 上記①から④までに該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け又は承継した者
- ⑥ 上記①から⑤までに該当する者を実質的に支配し、その者に支配され若しくはその者と共通の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者（なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される意味を有する。）をいう。）
- ⑦ 一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングス
- ⑧ 一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングスが新株予約権を信託譲渡した場合の当該信託を受託する信託銀行及び信託会社（但し、当該信託の受託者としての地位に基づいて保有する新株予約権に限る。）

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等（平成28年3月31日現在）

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
中本 祐昌	代表取締役社長	戦略統括本部本部長	Juken New Zealand Ltd. 代表取締役社長 住建（上海）有限公司 董 事 長 Juken Sangyo(Phils.)Corp. 代表取締役社長 沃達王木業（上海）有限公司 董 事 長 沃達王國際有限公司 董 事 長 株式会社フォレストワン 代表取締役社長
岩井 茂樹	専務取締役	営業本部本部長	株式会社ウッドジョイ 代表取締役社長
竹田 平	常務取締役	製造本部本部長 本社製造部長	
高橋 雄二	取締役	東海製造部長 情報システム部長	
藤田 守	取締役	管理本部本部長 (総務人事部・経理部担当)	
川戸 宏之	取締役	戦略統括本部副本部長	
迫 勝則	取締役	営業本部東日本営業部長 住宅システム営業部長	
秦 清	取締役		弁護士
須山 正敏	常勤監査役		
佐藤 寛	監査役		
三輪 洋二	監査役		税理士 株式会社TM総合企画 代表取締役
森川 和彦	監査役		弁護士

- (注) 1. 取締役 秦 清氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役 三輪洋二、森川和彦の両氏は、社外監査役であります。  
3. 監査役 三輪洋二氏は、税理士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
4. 当社は、株式会社東京証券取引所に対して、取締役 秦 清氏、監査役 森川和彦氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。  
5. 秦 清氏は、平成27年6月25日開催の第63回定時株主総会終結の時をもって、辞任により監査役を退任いたしました。  
6. 取締役 秦 清氏は、平成27年6月25日開催の第63回定時株主総会決議により取締役に新たに選任され、就任いたしました。  
7. 監査役 森川和彦氏は、平成27年6月25日開催の第63回定時株主総会決議により監査役に新たに選任され、就任いたしました。  
8. 当社は、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各事業部の業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しており、5名が選任されております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等

区分	人数	報酬等の額	摘要
取締役	8	193百万円	うち社外取締役1名2百万円
監査役	5	15百万円	うち社外監査役3名6百万円
計	13	209百万円	

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額22百万円（取締役21百万円、監査役0百万円）が含まれております。
3. 上記には、取締役に対してストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額32百万円が含まれております。
4. 秦 清氏は、平成27年6月25日開催の第63回定時株主総会において監査役を退任し取締役に就任したため、人数及び支給額については、監査役期間は監査役（社外監査役）に、取締役期間は取締役（社外取締役）にそれぞれ含めて記載しております。

## (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員と会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

## (4) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先と当社との関係

監査役 三輪洋二氏は、株式会社TM総合企画の代表取締役を兼務しております。なお、当社は、株式会社TM総合企画との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	秦 清	当事業年度に開催された取締役会19回のうち、社外監査役として5回のうち4回、社外取締役として14回全てに出席し、また社外監査役として監査役会2回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	三輪 洋二	当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回に、また監査役会11回のうち10回に出席し、主に税理士として培ってきた豊富な経験・知見から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	森川 和彦	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また監査役会9回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

- (注) 1. 社外取締役 秦 清氏につきましては、平成27年6月25日開催の第63回定時株主総会において監査役を退任し取締役就任したため、取締役就任までは社外監査役として、取締役就任後は社外取締役としての活動状況を記載しております。
2. 社外監査役 森川和彦氏につきましては、平成27年6月25日開催の第63回定時株主総会において社外監査役に就任したため、就任後の活動状況を記載しております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

西日本監査法人

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である西日本監査法人は、会社法第427条第1項の定めに基づき責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりです。

西日本監査法人は、本契約の履行に伴い生じた損害について、西日本監査法人に悪意又は重大な過失があった場合を除き、40百万円又は西日本監査法人の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として当社から受け、又は受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額のいずれか高い額をもって当社に対する損害賠償責任の限度額としております。

### (3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	35百万円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35百万円

(注) 1. 当社監査役会は、当社の関係部署及び会計監査人からの関係書類の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況、監査見積りの算出根拠及び当社と同業種との比較結果などを検討し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含んでおります。

### (4) 非監査業務の内容

該当する事実はありません。

## (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要性があると判断した場合は、株主総会へ提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号所定の解任事由に該当すると判断された場合、又は、監査業務停止処分を受ける場合等の当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合には、会計監査人を解任する方針です。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する基本方針を決議しております。

なお、本件決議内容につきましては、内容を適宜見直したうえで修正決議を行っており、現在の決議内容は次のとおりです。

#### 1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令及び「文書保存規程」等の当社社内規程に従い、取締役及び使用人の職務の執行に係る情報を文書に記録し、適切に保存・管理を行うものとします。

#### 2) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 全体のリスク管理を推進するため、「リスク管理規程」を定めるものとします。

② 前項の「リスク管理規程」に従い、リスク管理担当の役員を置くものとします。担当の役員は当社の総務担当取締役がこれに当たり、総務人事部が中心となり全社的なリスク管理体制の構築、運営、リスク管理に関する内部監査の実施等を行うものとします。

③ 各社においては、定期的に顕在的リスク及び潜在的リスクの検証を行い、リスク現実化の未然防止策及びリスク現実化の際の対応策等を策定するものとします。

- ④ リスク管理については、「リスク管理規程」及び「地震等大規模災害対策マニュアル」等のほか、「与信稟議規程」、「稟議規程」、「コンピューター等通信機器の利用とセキュリティーのガイドライン」等の規程、マニュアル類等を定めるものとし、今後必要に応じて見直しを行うものとしします。
- 3) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 重要な業務執行の決定及び取締役の職務の執行状況の監督を行うため、原則月1回の定例の取締役会を開催するものとしします。また、経営効率を向上させ、取締役及び使用人の職務の執行が効率的かつ機動的に行われるために、社長を長とし関係取締役及び関係部署の幹部をメンバーとする経営統括会議を原則毎週開催するとともに、グループ会社間でのテレビ会議を原則月1回開催するものとしします。
  - ② 毎事業年度の経営計画については、全社計画を各社で策定し、具体策を立案及び実行するものとしします。
  - ③ 「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等に基づき、取締役、執行役員等の役員と使用人との役割分担及び指揮命令関係並びに部署毎の職務の分掌等を明確化することにより、職務の執行の効率化を図るものとしします。
- 4) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人全員は、その職務を執行する際の基本姿勢、理念、行動規範等についての基本的な考え方として、「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人全員に対し遵守すべき行動規範等を周知・徹底させ、高い企業倫理の育成と健全な企業風土の醸成に努めるものとしします。
  - ② 取締役の職務の執行については、「取締役会規程」に従い、取締役会を適切に運営し、原則月1回開催する取締役会等の会議において、取締役間での意思疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督することにより、法令又は定款違反を未然に防止するものとしします。
  - ③ コンプライアンスの徹底を図るため、「コンプライアンス基本規程」を定め、コンプライアンス担当の役員を置くものとしします。担当の役員は総務担当取締役がこれに当たり、総務人事部が中心となり当社の全社的なコンプライアンス体制の構築、運営等を統括するものとしします。

- ④ 「職務権限規程」、「稟議規程」等の責任、権限及び意思決定に関するルールに基づき、取締役及び使用人の職務執行が適法かつ適正に行われる体制を運営するものとします。
  - ⑤ 「お客様個人情報保護規程」、「コンピューター等通信機器の利用とセキュリティのガイドライン」、「インサイダー取引管理規程」等に基づき、情報管理及び情報開示が適切に行われる体制を運営するものとします。
  - ⑥ 「内部通報規程」を定め内部通報制度に基づく体制を整備・運営し、社内に周知するとともに、コンプライアンスを統括する部署が取締役及び使用人等からの通報及び相談を受け付けるものとします。
  - ⑦ 財務報告の正確性と信頼性を確保するための内部統制の仕組みを強化するものとします。
  - ⑧ 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは関わりを持たず、不当な要求は一切拒絶し、毅然とした態度を貫くものとします。
- 5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社は、グループ各社にコンプライアンス推進責任者を置き、当社グループに「コンプライアンス基本規程」の遵守等適切な法令及び定款の遵守体制を構築及び運営させるものとします。
  - ② 当社は、当社グループ会社各社の経営について、各社の自主性を尊重しつつも、各社から事業内容の定期的な報告を受け、各社の重要案件については事前に協議を行い、当社又は当社グループに重大な影響を及ぼす事項については、当社取締役会又は経営統括会議の事前承認を必要とするものとします。
  - ③ 監査役は、当社グループの連結経営に対応した当社グループ全体の監視・監査を実効的かつ適正に行えるよう、当社グループ各社のコンプライアンス推進責任者との緊密な連携等の確な体制を構築するものとします。
- 6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役が補助使用人の設置を求めた場合には、人事担当取締役は、補助使用人の人数及び地位等について、監査役の意見を最大限尊重して、当社使用人の中から監査役の補助使用人を任命するものとし、その任命された使用人がこれに当たります。
- 7) 当社の補助使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役会を補助すべき使用人の任命、人事異動及び懲戒処分については、監査役会の同意を必要とします。



- 8) 当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
監査役の補助使用人に対する指揮命令権限は、監査役に帰属するものとします。
- 9) 当社の取締役及び使用人並びに当社の子会社の取締役、監査役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制  
以下に掲げる事項を速やかに当社の監査役に報告するものとします。なお、報告を受けた監査役は、直ちに監査役会に当該事項を報告するものとします。
- ① 当社又は当社グループにおける法令若しくは定款に違反する行為又は不正の行為
  - ② 当社又は当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実
  - ③ 当社又は当社グループの信用を著しく失墜させる事態
  - ④ 担当部署が行った内部監査の結果
  - ⑤ 内部通報制度に基づく通報状況及び内容
  - ⑥ 上記①から⑤までの他、監査役が報告を求める事項
- 10) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
監査役に報告したことを理由として不利な取扱いを受けないよう、当該報告者を保護します。また、報告を行ったことを理由として、当該報告者が不利な取扱いを受けていることが判明した場合は、直ちに適切な措置を講じるものとします。
- 11) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該監査役の職務の執行に必要ないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。
- 12) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、取締役会、経営審議会等の会議に出席し、また関係部署の調査を行い、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じその内容につき取締役及び使用人に説明を求めることができるものとします。

- ② 監査役は、コンプライアンス担当役員及びリスク管理担当役員と緊密な連絡を取りコンプライアンス体制及びリスク管理体制の状況報告を受けるものとします。監査役は、かかる報告を受け、コンプライアンス体制及びリスク管理体制の改善等を求めることができるものとします。
- ③ 前項のほか、監査役は、業務執行取締役及び重要な使用人に対して、個別に事業報告を求めることとします。
- ④ 監査役は、会計監査人との間でその監査計画について事前に協議を行うものとし、また、会計監査の結果について報告を受けるとともに情報の交換等を行うなど連携を深めるものとします。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日）のうち、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年度法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）の施行後、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- ① 重要な業務執行の決定・取締役職務執行状況の監督を行うため取締役会を18回開催いたしました。また、職務の執行を効率的かつ機動的に行うため、経営統括会議を43回開催いたしました。
- ② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行い、取締役、内部監査室、会計監査人と意見交換を実施し、情報交換を行うなど連携を図っております。なお、監査役会にはオブザーバーとして社外取締役が参加するなど、社外役員間の連携も図っております。
- ③ 内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社の各部門の業務執行監査及び子会社の業務監査等を実施いたしました。
- ④ 内部通報窓口を追加し、内部通報制度を整備いたしました。また、コンプライアンス経営を徹底するため内部通報制度の周知に努めました。
- ⑤ 取締役、監査役、執行役員その他使用人のコンプライアンスに対する知識向上のため、毎月1回、メールマガジン配信等を実施いたしました。

### (3) 株式会社の支配に関する基本方針

#### 1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

上場会社である当社の株式は、株主及び投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社は、特定の者による大規模な買付けに応じるか否かの判断は、最終的には、株主の皆様によってなされるべきと考えます。

しかしながら、昨今の上場株式の大規模な買付けの中には、株式を買い集め、濫用的な会社運営を行い、多数派株主として自己の利益を追求することのみを目的とする者、又は株主の皆様は株式の売却を事実上強要し、若しくは、株主の皆様を真の企業価値を反映しない廉価で株式を売却せざるを得ない状況におくような態様による者等の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう株式の大規模な買付けも見受けられます。

当社の経営に関しましては、当社グループが永年に亘り築き上げた林業・総合木質建材製造及び住宅設備機器製造の経験、知識及び情報についての適切な理解及び顧客、取引先や地域社会からの信頼が不可欠であり、かかる理解や利害関係者からの信頼なくしては、当社の企業価値の正確な把握及び今後の企業価値向上のための施策の策定並びにその成果の予測等は困難であると考えております。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、そのような当社の企業価値の源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解したうえで、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保し、又は向上させることを真摯に目指す者でなければならずと当社は考えております。従いまして、当社の企業価値の源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解せずに、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれのある株式の大規模な買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

#### 2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、上記1)の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の実現に資する取組みとして、以下の各取組みを実施しております。

##### ①中期経営計画等

当社は、子会社とともに、「業界一流のメーカーとして、本業を極め、本業に徹し、一流の商品をお客様にご提供することを通じて、社会の発展に貢献する」を経営理念として、林業並びに建材の加工・製造、住宅設備機

器の加工・製造及び建築部材の設計・生産を行う総合建材製造業に従事し、顧客ニーズに沿った商品開発に注力するとともに、自然環境の保護と社会の発展に貢献すべく企業活動を展開しております。

近年、環境問題に対する意識が高まるにつれて、木の伐採に対する否定的な意見が多くなっており、確かに、二酸化炭素を吸収する森林の減少は大きな問題であります。しかしながら、正しい林業とは、森林を減少させるものではなく、定期的な植林・間伐・伐採を繰り返す「輪伐施業」によって森林を若々しく保つ行為であります。当社グループはこうした理念の下、常に正しい林業のあり方を実践して参りました。まさに、林業とはエコロジー産業であるという自負とともに、当社は企業活動を続けてきたものといえます。

また、当社は、伐った木を無駄なく使いたいという思いから、建材の加工・製造や建築部材の設計・生産を行う総合木質建材製造業としても事業を進展させて参りました。ここでも、地域共生や高齢化社会、シックハウス症候群という様々な社会的課題に直面しましたが、常に積極的な姿勢で問題解決に取組み、時代に先駆けた解決策を提示して参りました。

そして、当社は、これからの厳しい競争時代に着実に業績を伸展させるべく、中長期的経営戦略として、(Ⅰ)森林資源を保全する法正林施業(植林、育林、間伐、伐採)を採用したニュージーランドの育林事業により安定した品質と量の原材料確保を図り、(Ⅱ)貴重な資源をさらに活かすため、高度な木材加工技術の更なる向上を図り、(Ⅲ)木が持つ潜在能力を梃子(てこ)に、新成長市場であるアジア市場や国内のリフォーム・中古再販市場などで、“勝てる市場×勝てる仕掛け”を創造し、(Ⅳ)変化する市場の本質を見極め、魅力ある商品・サービスを提案し、新たなファンを創造し、(Ⅴ)新たな戦略を全社で迅速に推進するため、国内外の製造ネットワークをさらに整備し、効率的な運営とコスト低減を図るとともに、社内の仕組みを再構築し、(Ⅵ)認証材を活用した国内外のニーズに応じて参ります。

## ②コーポレート・ガバナンスの状況

### (ア)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社の経営理念を実践していくため、経営に対する考え方、仕事への取り組み姿勢、判断の基準等をまとめ経営トップを含めた全従業員の日々の規範とし、高い企業倫理の育成と健全な企業風土の醸成に努めており、今後さらにこの規範等の充実、整備を進めていく方針であります。

### (イ)コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

- a. 会社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

当社は、監査役制度を採用しております。4名の監査役（そのうち社外監査役2名）により、取締役及び執行役員について、厳正な監視を行っております。

また、当社取締役会は、本日現在8名の取締役で構成され、重要な業務執行の決定及び取締役の職務の執行状況の監督を行うため、原則月一回の定例の当社取締役会を開催しております。また、経営効率を向上させ、職務の執行を効率的かつ機動的に行うために、関係取締役及び関係各部署の幹部をメンバーとする経営統括会議を原則毎週開催しております。

毎事業年度の経営計画については、全社計画を策定し、各部署において具体策を立案及び実行しております。また、業務執行の強化及び経営効率の向上を図るため、執行役員制度を導入しております。

内部統制については、取締役及び全ての使用人の職務が適法かつ適正に行われるため及び高い企業倫理の育成と健全な企業風土の醸成を図るため、職務権限、情報管理、コンプライアンスやリスクに関する各種規程やルール等を整備運用し、当社監査役等と連携して推進しております。さらに、財務報告の正確性と信頼性を確保するための内部統制の仕組みの強化の一環として、内部監査室の設置を行う等、体制面の充実を図っております。

会計監査は、平成19年4月より西日本監査法人に依頼しており、定期的な監査のほか、会計上の課題については随時確認を行い、会計処理の適正性の確保に努めております。また、顧問契約に基づく顧問弁護士より法律問題全般について必要に応じて助言と指導を受けております。

なお当社と社外監査役との人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

#### b. リスク管理体制整備の状況

当社の全体のリスク管理を推進するため、リスク管理担当の役員を置いております。担当役員は総務担当取締役がこれに当たり、総務人事部が中心となり全社的なリスク管理体制の構築、運営、リスク管理に関する内部監査の実施等を行っております。各部門においては、顕在的リスク及び潜在的リスクの検証を行い、リスク現実化の未然防止策及びリスク現実化の際の対応策等を策定しております。

- 3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

平成26年5月26日開催の当社取締役会において、上記1)に記載した基

本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、平成26年6月26日開催の定時株主総会において承認を得ることを条件として、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を確保し、又は向上させることを目的として、第四回信託型買収防衛策及び第五回事前警告型買収防衛策（併せて、以下「本プラン」といいます。）を導入することを決議致しました。そして同定時株主総会において本プランの導入についてご承認を得て、本プランは導入されております。なお、本プランにおける対抗措置は、原則として、(a) 信託される新株予約権の無償交付を行うことと致しますが、買収等の態様、租税法その他の法令上の制約等に鑑み、(b) 新株予約権の無償割当てを行う可能性があります。但し、上記 (a) 及び(b) の両方の対抗措置を同時に発動することはありません。

本プランの概要は以下の通りですが、本プランの詳細につきましては、当社ホームページをご参照ください。

([http://www.woodone.co.jp/ir/pdf/20140526\\_baisyuboueisaku.pdf](http://www.woodone.co.jp/ir/pdf/20140526_baisyuboueisaku.pdf))

## ①本プランの仕組み

### (ア)本プランの概要

本プランは、当社に対する買収等（下記(イ)a. で定義されます。以下同じです。）が行われる場合に、当社取締役会が、買収等を行おうとする者又は買収等の提案を行う者（併せて、以下「買収提案者等」といいます。）に対して、買収提案者等及び買収等に関する情報の提供を求め、特別委員会（下記(オ)をご参照ください。）による勧告を最大限尊重して、当該買収等について評価・検討し、買収提案者等との買収条件に関する交渉や株主の皆様への代替案等の提示を行い、一定の場合には対抗措置を発動するための手続であります。その具体的な内容は以下の通りです。

### (イ)本プランに係る手続

#### a. 本プランの対象となる当社に対する買収等

下記(a)又は(b)の何れかに該当する買付行為（併せて、以下「買収等」といいます。）が本プランの対象となります。但し、事前に当社取締役会が同意し、かつ公表したものを除きます。

(a) 当社が発行する株券等（注1）について、保有者（注2）及びその共同保有者（注3）の株券等保有割合（注4）が20%以上となる買付け等（注5）

(b) 当社が発行する株券等（注6）について、公開買付け（注7）後の公開買付者の株券等の株券等所有割合（注8）及びその特別関係者（注9）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

（注1）金融商品取引法第27条の23第1項に規定される株券等を行います。以下別段の定めがない限り同じです。

- (注2) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じです。
- (注3) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じです。
- (注4) 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される株券等保有割合をいいます。以下同じです。
- (注5) 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される買付け等をいいます。
- (注6) 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される株券等をいいます。以下本(b)において同じです。
- (注7) 金融商品取引法第27条の2第6項に規定される公開買付けをいいます。以下同じです。
- (注8) 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される株券等所有割合をいいます。以下同じです。
- (注9) 金融商品取引法第27条の2第7項に規定される特別関係者をいいます。以下同じです。

#### b. 買収提案者等に対する情報提供の要求

買収提案者等には、買収等に先立ち、まず①買収提案者等の氏名又は名称及び住所又は所在地、②設立準拠法、③代表者の氏名、④国内連絡先、⑤買収等の概要、並びに⑥本プランに定められた手続を遵守する旨の誓約を日本語で明示した書面（以下「意向表明書」といいます。）を提出して頂きます。

次に、当社取締役会は、上記①から⑥までの全てが記載された意向表明書を受領した日から10日以内（初日不算入）に、当該買収提案者等に対して、買収等に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）として当社への提出を求める事項について記載した書面（以下「本必要情報リスト」といいます。）を交付し、当該買収提案者等には、当該書面に従い、買収等に関する情報を、当社取締役会が適切と判断する期限までに当社に日本語で記載した書面で提供して頂きます。また、買収提案者等が本必要情報リストに記載された項目に係る情報の一部について提供することができない場合には、当該情報を提供することができない理由を具体的に示して頂きます。

本必要情報リストには原則として以下の事項が含まれますが、本必要情報の具体的内容は、当社取締役会が、必要に応じてフィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等の外部専門家（以下「外部専門家」といいます。）の助言を得たうえで、買収提案者等の属性、買収等の内容等に照らして合理的に決定します。

- (a) 買収提案者等及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組員その他の構成員を含みます。）の詳細

細（買収提案者等の具体的名称、事業内容、資本構成、財務内容、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）

- (b) 買収提案者等が保有する当社の発行する全ての有価証券、過去6ヶ月間において買収提案者等が行った当社の発行する全ての有価証券に係る全ての取引状況（取引の性質、価格、取引の場所及び方法、取引の相手方を含みます。）並びに当社の発行する全ての有価証券に関して買収提案者等が締結した全ての契約、取決め及び合意（口頭によるものを含み、またその履行可能性を問いません。）
- (c) 買収等の目的、方法及び内容（買収等の対価の価額・種類、買収等の時期、関連する取引の仕組み、買収等の方法の適法性、買収等及び関連する取引の実現可能性、買収等の完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由等を含みます。）
- (d) 第三者との間の買収等に関する意思連絡（当社に対して金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じです。）の有無、並びに意思連絡が存する場合にはその具体的な態様及び内容
- (e) 当社株券等の買収等の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、買収等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容等）及び買収資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- (f) 買収等の完了後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- (g) 当社及び当社グループの従業員、取引先、顧客、地域社会その他の利害関係者と当社及び当社グループとの関係について、買収等の完了後に予定する変更の有無及びその内容
- (h) 買収提案者等以外の当社の他の株主の皆様との間の利害相反を回避するための具体的方策
- (i) 反社会的勢力との関係に関する情報
- (j) その他買収等の妥当性、適法性等を当社取締役会及び特別委員会が評価・検討するために必要であると考えられる情報

買収提案者等から提供された買収等に関する情報が、株主の皆様又は当社取締役会若しくは特別委員会が当該買収等の評価・検討するための情報として十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、買収提案者等に対して追加的に情報提供を求めることがあります。

また、当社取締役会は、本必要情報として十分な情報が買収提案者等から提供されたと判断する場合には、速やかにその旨の通知（以下



「情報提供完了通知」といいます。)を買収提案者等に行います。当社取締役会は、特別委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重して、情報提供完了通知を行うものとします。

なお、意向表明書の提出があった事実、当社取締役会に提供された買収等に関する情報その他の買収等に関連する情報のうち、株主の皆様のご判断のため開示することが妥当であると考えられるもの、及び当社が情報提供完了通知を行った事実につきましては速やかに情報開示致します。

c. 当社取締役会による買収等に関する情報の評価・検討等

上記b.に基づき買収提案者等による情報提供が行われた後、当社取締役会は、これらの情報を評価・検討し、買収提案者等との買収条件に関する交渉、当該買収等に対する意見形成、代替案の策定等を行います。また、当社取締役会は、本プランに基づく対抗措置の発動の是非（発動する対抗措置として、信託される新株予約権の無償交付又は新株予約権の無償割当ての何れを行うべきであるかという点を含みます。）について、特別委員会に諮問し、必要に応じて外部専門家の助言を得るものとします。

当社取締役会がこれらの評価・検討等を適切に行うためには一定の期間が必要でありますので、買収等の内容に応じて、下記(a)又は(b)による評価期間（以下「評価期間」といいます。）を設定します。

- (a) 対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全株式の買収等の場合には、情報提供完了通知発送日から最長60日間（初日不算入）
- (b) (a)以外の買収等の場合には、情報提供完了通知発送日から最長90日間（初日不算入）

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、評価期間終了日までに、当社取締役会としての意見を決定します。

また、当社は、当該決定がなされた場合は、速やかにその旨及び対抗措置発動の際には法令等により定められている事項のほか、当社取締役会が適切と認める事項について株主及び投資家の皆様に開示致します。

なお、当社取締役会が評価期間内に対抗措置の発動又は不発動の決定に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合（評価期間内に特別委員会が取締役会に対し下記d.に掲げる勧告を行うに至らない場合等）は、当社取締役会は、特別委員会の勧告に基づき、最長30日間評価期間を延長できるものとします。当社取締役会が評価期間を延長する場合は、延長する日数及び延長の理由を速やかに情報開示致します。買収提案者等は、評価期間中は、買収等を開始することができないものとします。

d. 特別委員会による勧告の手続

特別委員会は、買収提案者等が現れた場合には、以下の通り当社取締役会に対する勧告を行うものとします。なお、特別委員会が当社取締役会に対して下記(a)又は(b)に従った勧告を行った場合その他特別委員会が適切と判断する場合には、当社は、当該勧告の事実とその概要その他特別委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示致します。

- (a) 本対抗措置（信託される新株予約権の無償交付又は新株予約権の無償割当てをいいます。以下同じです。）の発動を勧告する場合

特別委員会は、買収提案者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、又は、買収提案者等が本プランに定められた手続を遵守するときでも、買収提案者等による買収等が下記(ウ)に定める要件の何れかに該当する場合若しくは該当すると客観的かつ合理的に疑われる場合には、当社取締役会に対して、本対抗措置を発動することを勧告します。なお、信託された新株予約権の無償交付を勧告することを原則としますが、買収等の態様、租税法その他の法令上の制約等に鑑み、新株予約権の無償割当てを勧告することがあります。

但し、特別委員会は、一旦本対抗措置の発動を勧告した後も、以下の何れかの事由に該当すると判断した場合には、本対抗措置により交付又は割当てられた新株予約権の行使期間開始日の前日までの間は、本対抗措置の発動を中止し、又は新株予約権を無償で取得する旨の新たな勧告を含む判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

- (i) 当該勧告後に買収提案者等が買収等を撤回した場合その他買収等が存しなくなった場合
- (ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買収提案者等による買収等が下記(ウ)に定める要件の何れにも該当しなくなった場合

- (b) 本対抗措置の不発動を勧告する場合

特別委員会は、買収提案者等が本プランに定められた手続を遵守し、かつ買収提案者等による買収等の内容の検討、買収提案者等との協議・交渉等の結果、買収提案者等による買収等が下記(ウ)に定める要件の何れにも該当しないと判断する場合には、当社取締役会に対して、本対抗措置の不発動を勧告します。

但し、特別委員会は、一旦本対抗措置の不発動を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買収提案者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、又は、買収提案者等による買収等が下記(ウ)に定める要件の何れかに該当する場合若しくは該当すると客観的かつ合理的に疑われる場合には、本対抗措置の発動の新たな勧告を含む判断を行い、これを

当社取締役会に勧告することができるものとします。

e. 取締役会の決議

当社取締役会は、特別委員会の上記d. の勧告を最大限尊重して、本対抗措置の発動又は不発動等に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。

買収提案者等は、本プランに係る手続の開始後、当社取締役会が本対抗措置の発動又は不発動に関する決議を行うまでの間、買収等を開始することができないものとします。

当社取締役会は、当社取締役会が本対抗措置の発動又は不発動に関する決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示致します。

(ウ) 本対抗措置の発動の要件

買収提案者等が本プランに定められた手続を遵守するときでも、当社は、買収提案者等による買収等が下記の何れかに該当する場合又は該当すると客観的かつ合理的に疑われる場合には、上記(イ)e. に記載される当社取締役会の決議により、本対抗措置を発動することを予定しております。なお、上記(イ)d. に記載した通り、下記の要件に該当するか否かについては、必ず特別委員会の判断を経て決定されることとなります。

記

- a. 以下に掲げる行為その他これに類似する行為を目的とした、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に著しく反する買収等である場合
  - (a) 株券等を買い占め、当該株券等について当社又は当社関係者等に対して高値で買取りを要求する行為
  - (b) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買収提案者等の利益を実現する経営を行うような行為
  - (c) 当社の資産を買収提案者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
  - (d) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
  - (e) 真に会社経営に参加する意思がないにも拘わらず、専ら当社の株価を上昇させて当該株式を高値で当社関係者等に引き取らせる行為
- b. 強圧的二段階買付（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等株主の皆様に株式の売却を事実上強要する買収等である場合

- c. 買収等の条件（対価の価額・種類、買収等の時期、買収等の方法の適法性、買収等の実現可能性、買収等の後の経営方針又は事業計画、買収等の後における当社の他の株主の皆様、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み著しく不十分又は不適当な買収等である場合
- d. 当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な当社の従業員、顧客、取引先その他当社の利害関係者との関係、又は当社の社会的信用若しくはブランド価値を損なうこと等により、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益に著しく反する買収等である場合

(エ)本対抗措置の内容

第四回信託型買収防衛策に基づく対抗措置は、信託される新株予約権の無償交付であり、当該新株予約権の内容は別紙1の通りです。

第五回事前警告型買収防衛策に基づく対抗措置は、新株予約権の無償割当てであり、その概要は別紙3の通りです。

(オ)特別委員会の設置

当社は、本プランの導入に当たり、取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本対抗措置の発動等の運用に際しての客観的な評価・検討を行う機関として、特別委員会を設置しております。なお、特別委員会の概要につきましては、別紙2記載の本プランに関するガイドラインの概要をご参照ください。また、特別委員会の委員は、当社経営陣からの独立性の高い当社監査役4名（そのうち社外監査役2名）から構成されており、うち社外監査役1名を東京証券取引所に対し、当社の独立役員として届け出ております。

実際に買収等がなされる場合には、上記(イ)d.に記載した通り、特別委員会が当該買収等が当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を損なうか否か等を評価・検討のうえで、当社取締役会に対する勧告を行い、当社取締役会はその勧告を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

(カ)本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、第四回信託型買収防衛策については平成26年7月18日から平成29年9月30日までとし、第五回事前警告型買収防衛策については平成26年6月26日開催の定時株主総会で承認された時点から平成29年9月30日までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会又は当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、平成26年6月26日開催の定時株主総会決議の趣旨に反しない場合（本プランに関連する法令、有価証券上場規程等の新設又は改廃が行われ、かかる新設

又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、当社株主に不利益を与えない場合等を含みます。)には、特別委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実、及び(修正又は変更の場合には)修正、変更の内容その他の事項について、速やかに情報開示致します。

## ②本プランによる株主及び投資家の皆様への影響等

### (ア)本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時点においては、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

### (イ)本対抗措置の発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

信託される新株予約権の無償交付に際しては、信託銀行から、当社取締役会が定める一定の日(以下「本基準日」といいます。)における株主の皆様に対して、その保有する当社株式1株につき2個の割合で、新株予約権が無償にて交付されます。また、新株予約権の無償割当てに際しては、当社取締役会が定める本基準日における株主の皆様に対して、その保有する当社株式1株につき2個の割合で、新株予約権が無償にて割り当てられます。

これらの場合において、当社は、原則として、当社取締役会の決定により、下記(ウ)において詳述する手続に従って、①特定大量保有者(注10)、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者(注11)、④特定大量買付者の特別関係者、⑤これら①から④までに該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、及び⑥これら①から⑤までに該当する者の関連者(注12)、並びに信託された新株予約権の無償交付の場合については①から⑥までに加えて⑦一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングス、及び⑧同一般社団法人が新株予約権を信託譲渡した場合の信託銀行及び信託会社(但し、当該信託の受託者としての地位に基づいて保有する新株予約権に限ります。)(併せて、以下「非適格者」といいます。)以外の株主の皆様から新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに当社株式を受領することとなり、この場合には、保有する当社株式1株当たりの経済的価値及び議決権比率の希釈化は生じますが、原則として、保有する当社株式全体の経済的価値及び議決権比率の希釈化は生じません。

一方、株主の皆様が、当社所定の新株予約権行使請求書等を提出した上、新株予約権の目的たる当社株式1株当たり1円を払込取扱場所に払い込んだ場合には、新株予約権1個当たり1株の当社株式が発行される

こととなります。仮に、株主の皆様が、こうした金銭の払込みその他下記(ウ)において詳述する新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式の経済的価値及び議決権比率が希釈化されることがあります。

(注10)「特定大量保有者」とは、原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。以下同じです。

(注11)「特定大量買付者」とは、原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。)の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。以下同じです。

(注12)ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共通の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義されます。)をいいます。

なお、当社は、本基準日以降であっても、新株予約権を無償で取得し、又は新株予約権の無償交付又は無償割当てを中止する場合があります。この場合には、1株当たりの当社株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提として売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を受ける可能性があります。

また、新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、買収提案者等の有する当社株式に係る経済的価値及び議決権比率に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買収提案者等以外の株主の皆様の有する当社株式の経済的価値及び議決権比率に対して直接具体的な影響が生じることはありません。

(ウ)本対抗措置の発動に伴って株主の皆様に必要なとなる手続

無償にて交付され又は割当てられた新株予約権に関し、当社が取得条項に基づき新株予約権を取得するか、又は、新株予約権の行使をお願いするかという点については、当社取締役会が本対抗措置の発動時に決定した上で速やかに情報開示致します。

当社は、当社取締役会が新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日をもって、新株予約権を取得します。

このうち、非適格者以外の株主の皆様から新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付する場合には、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、1個の新株予約権につき1株の当社株式を受領することになります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出頂くことがあります。

その他、非適格者からの新株予約権の取得、その他の取得に関する事項については、発行された新株予約権の定めに従った措置を講じることがあります。

また、当社は、新株予約権の行使をお願いする場合、本基準日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、原則として、新株予約権の行使請求書（行使に係る新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日等の必要事項、並びに株主の皆様ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるもの）とします。）その他新株予約権の権利行使に必要な書類を送付致します。株主の皆様におかれましては、新株予約権の権利行使期間内にかつ当社による新株予約権の取得の効力が発生するまでに、これらの必要書類を提出した上、新株予約権の目的である当社株式1株当たり1円を払込取扱場所に払い込むことにより、新株予約権1個につき1株の当社株式が発行されることとなります。

上記のほか、新株予約権の交付又は割当ての方法、当社による取得の方法及び行使の方法の詳細につきましては、新株予約権の交付又は割当てに関する決議において決定された後、株主の皆様に対して情報開示又は通知致しますので、当該内容をご確認ください。

### ③上記2)及び3)の取組みについての取締役会の判断及びその判断に係る理由

#### (ア)上記2)の取組みについて

上記2)の取組みを通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保し、又は向上させ、それを当社株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記1)のような当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模な買付行為は困難になるものと考えられ、上記2)の取組みは、上記1)の基本方針に資するものであると考えております。また、多数の投資家の皆様の中長期的に継続して当社に投資して頂くため、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保し、又は向上させることを目的に、上記2)の取組みを実施しております。

従いまして、上記2)の取組みは、上記1)の基本方針に沿うものであり、当社の株主の皆様との共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の方の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(イ)上記3)の取組みについて

当社は、次の理由から、上記3)の取組みは、上記1)の基本方針に沿うものであり、当社の株主の皆様様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員様の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

a. 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足しております。また、本プランは、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策等の在り方」その他昨今の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。さらに、本プランは、東京証券取引所等の金融商品取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものです。

b. 株主意思を重視するものであること

本プランは、上記の通り、平成26年6月26日開催の定時株主総会による承認を得て導入されました。

また、上記3)①(カ)に記載した通り、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が設けられており、かつ、その有効期間の満了前であっても、株主総会の決議によって本プランを廃止することが可能となっております。その意味で、本プランの導入及び廃止は、当社の株主の皆様様の意思に基づくこととなっております。

c. 独立性の高い特別委員会の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入に当たり、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本プランの発動及び廃止等の運用に際しての客観的な評価・検討を行う機関として特別委員会を設置しております。

実際に当社に対して買収等がなされた場合には、上記3)①(イ)d.に記載した通り、特別委員会が当該買収等が当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を損なうか否か等を評価・検討の上で当社取締役会に対する勧告を行い、当社取締役会はその勧告を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

このように、特別委員会によって、当社取締役の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様様に情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

なお、当社の特別委員会は、当社経営陣からの独立性の高い監査役4名(そのうち社外監査役2名)で構成されており、うち社外監査役1名を東京証券取引所に対し、当社の独立役員として届け出ております。

d. 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記3)①(ウ)に記載した通り、合理的かつ詳細な客



観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

e. 外部専門家の意見の取得

上記3) ①(イ)c.に記載した通り、買収提案者等が出現すると、特別委員会は、当社の費用で、外部専門家の助言を得ることができるものとしております。これにより、特別委員会による判断の公正性・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

f. デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記3) ①(カ)に記載した通り、本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させてもなおその発動を阻止するために時間を要する買収防衛策)でもありません。

## 第四回信託型新株予約権募集事項

### 1. 新株予約権の名称

第四回信託型新株予約権

### 2. 新株予約権の割当先

全て一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングスに割り当てるものとする。

### 3. 新株予約権の内容

#### (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

(a) 新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とする。

(b) 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)は1株とする。但し、対象株式数は以下の(A)及び(B)に従い調整される。

(A) 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合は、対象株式数を次の算式により調整し、1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

(B) 上記(A)に定めるほか、合併、会社分割等により対象株式数の調整を必要とする場合には、合併、会社分割等の条件等を勘案の上、対象株式数につき合理的な調整を行うものとする。

#### (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1株につき1円とする。

#### (3) 新株予約権を行使することができる期間

行使期間の始期は下記(4)(a)に定める行使条件が成就した日から2ヶ月間が経過する日とし、終期は平成29年9月30日又は当該成就日から3ヶ月間が経過する日の何れか早い方の日とする。

#### (4) 新株予約権の行使の条件

(a) 新株予約権者は、当社の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に定義される意味を有し、共同保有者の株券等保有割合を含めて算出される。以下同様とする。)、又は、株券等所有割合(金融商品取引法第27条の2第8項に基づき、株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義される。以下別段の定めがない限り同様とする。)の買付け等(同項に定義される。以下同様とする。)を行う者及びその特別関係者の株券等所有割合を合計したものを意味する。以下同様とする。)が20%以上となる者(以下「特定大量保有者」という。)が現れたことを当社取締役会が認識し、公表した日から10日間

が経過したとき、又は公開買付けによって当社が発行者である株券等の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含む。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者(以下「特定大量買付者」という。特定大量保有者と併せて、以下「特定株式保有者」という。)が公開買付開始公告を行った日から10日間が経過したときに限り、新株予約権を行使することができる。

但し、当社は、企業価値の最大化の観点から必要があると認める場合には、取締役会の決議をもって、予め公表することにより上記「20%」の割合を引き上げることができる。

また、以下の各号に定める者は、特定株式保有者、並びに、共同保有者及び特別関係者に該当しないものとする。

- ① 当社
- ② 当社の子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。)
- ③ 当社の関連会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第5項に定義される。)
- ④ 当社を支配する意図がないのに特定株式保有者となった者と当社取締役会が認めた者で、かつ特定株式保有者となった後10日以内にその保有する株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に定義される意味を有する。以下同様とする。)を処分等することにより特定株式保有者ではなくなった者
- ⑤ 自己株式の取得等当社側の事情により、その意思によることなく特定株式保有者となった者(但し、当社の株券等をその後新たに取得してなお特定株式保有者に該当する場合を除く。)
- ⑥ 一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングス
- ⑦ 一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングスが新株予約権を信託譲渡した場合の当該信託を受託する信託銀行及び信託会社(当該新株予約権の信託の受託者としての地位を意味する。)
- ⑧ その者が当社の株券等を取得し、保有することにより当社の企業価値が最大化されると当社取締役会が決議する者

なお、本(a)及び下記(c)において、共同保有者とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される意味を有し(同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。)、特別関係者とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される意味を有するものとする。

- (b) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

(c) 上記(a)及び(b)に拘わらず、以下の①乃至⑧に定める者(以下、本別紙において「非適格者」という。)は新株予約権を行使できないものとする。

- ① 特定大量保有者
- ② 特定大量保有者の共同保有者
- ③ 特定大量買付者
- ④ 特定大量買付者の特別関係者
- ⑤ 上記①から④までに該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け又は承継した者
- ⑥ 上記①から⑤までに該当する者を実質的に支配し、その者に支配され若しくはその者と共通の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者(なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義される意味を有する。)をいう。)
- ⑦ 一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングス
- ⑧ 一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングスが新株予約権を信託譲渡した場合の当該信託を受託する信託銀行及び信託会社(但し、当該信託の受託者としての地位に基づいて保有する新株予約権に限る。)

(5) 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

(a) 当社は、上記(4)(a)に定める行使条件が成就した場合には、取締役会決議により定めた日において、新株予約権のうち非適格者が保有する新株予約権を除いた新株予約権を取得することができる。この場合には、当社は、新株予約権を取得するのと引換えに、当該新株予約権の新株予約権者に対して、新株予約権1個当たり当社普通株式1株を交付する。この場合において、当社がかかる交付に先立ち効力が発生する株式分割又は株式併合を行うときは、上記(1)(b)(A)に定める対象株式数の調整の規定を準用する。

(b) 上記(a)に基づき当社により取得されなかった新株予約権のうち、非適格者以外の者へ譲渡された新株予約権については、当社は、取締役会決議により定めた日において、当該新株予約権を取得することができる。この場合には、当社は、新株予約権を取得するのと引換えに、当該新株予約権の新株予約権者に対して、新株予約権1個当たり当社普通株式1株を交付する。この場合において、当社がかかる交付に先立ち効力が発生する株式分割又は株式併合を行うときは、上記(1)(b)(A)に定める対象株式数の調整の規定を準用する。

- (c) 上記(a)及び(b)までに拘わらず、当社は、上記(4)(a)に定める行使条件が成就するまでの間において、次の事由に該当する場合には、取締役会決議により定めた日において、新株予約権の全部を無償で取得する。
- ア. 取締役会が当社の企業価値を最大化するために必要であると認めた場合
  - イ. 株主提案により選任される取締役の数が在任取締役の過半数となった場合
  - ウ. 上記ア.及びイ.のほか、取締役会が新株予約権の全部を無償で取得することが適切であると判断した場合
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (7) 新株予約権証券の発行  
当社は新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
- (8) 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針  
当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。但し、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (a) 交付する再編対象会社新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。
  - (b) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数  
再編対象会社の普通株式とし、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(1)(b)に準じて決定する。
  - (c) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
1株につき1円とする。

- (d) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間  
上記(3)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日の何れか遅い日から、上記(3)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (e) 再編対象会社新株予約権の行使の条件  
上記(4)に準じて決定する。
  - (f) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件  
上記(5)に準じて決定する。
  - (g) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限  
譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (h) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
下記(9)に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (a) 新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
  - (b) 新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本準備金の額は、前項に記載した資本金等増加限度額から前項に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

#### 4. 新株予約権の数

1億1,000万個とする。

#### 5. 払込価額

無償とする。

#### 6. 割当日

平成26年7月18日

#### 7. 新株予約権の行使の方法

新株予約権の行使は、当社の定める新株予約権行使請求書に必要事項を記載し、これに記名捺印した上、下記9.に定める行使請求受付場所に提出し、かつ、当該行使に係る新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に相当する金銭を下記10.に定める払込取扱場所に払い込むことにより行われる。なお、行使請求受付場所に当該請求書を提出した者は、その後これを取り消すことはできない。

8. 新株予約権行使請求の効力発生時期

新株予約権の行使請求の効力は、新株予約権の行使請求に必要な関連書類及び当該行使請求に係る新株予約権の出資される財産の価額全額に相当する金銭が下記10. に定める払込取扱場所に到達したときに生じる。

9. 新株予約権の行使請求受付場所

東京都中央区八重洲一丁目2番1号

みずほ信託銀行株式会社 本店

10. 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき払込取扱場所

東京都中央区八重洲一丁目2番1号

みずほ信託銀行株式会社 本店

11. 法令改正等による修正

新株予約権の発行後、法令改正等により、上記各項に定める条項及び用語の意義に修正を加える必要が生じた場合においては、当社は、その取締役会決議に基づいて、当該改正等の趣旨・状況等を考慮の上で、上記各項に定める条項及び用語の意義を合理的な範囲内で修正することができるものとする。

以上

## 本プランに関するガイドラインの概要

本プランに関するガイドラインは、本対抗措置についての取締役会決議に関して、取締役会に対して勧告を行う特別委員会の組織、権限等を定めるものであり、その概要は、以下の通りであります。

### 1. 特別委員会の組織

特別委員会は3名以上5名以内の委員によって構成されるものとし、取締役会はその決議に基づいて、監査役、社外監査役、外部の(顧問ではない)弁護士、税理士、公認会計士及び学識経験者から、特別委員会の委員を選任するものとする。

### 2. 特別委員会による勧告

特別委員会は、本プランに定められた手続の進行、本対抗措置の実施及び中止等について、取締役会の諮問に応じて勧告するものとする。取締役会は、かかる勧告を最大限尊重するものとする。

### 3. 特別委員会による検討

- (1) 特別委員会は、取締役会に対して、本対抗措置の実施に関する勧告を行うに当たり、買収提案者等が本プランに定められた手続を遵守したと判断する場合には、下記の要件の何れかに該当するか否か又は該当すると客観的かつ合理的に疑われるか否かを判断基準とするものとする。

## 記

- (a) 以下に掲げる行為その他これに類似する行為を目的とした、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に著しく反する買収等である場合
  - ① 株券等を買収し、当該株券等について当社又は当社関係者等に対して高値で買取りを要求する行為
  - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買収提案者等の利益を実現する経営を行うような行為
  - ③ 当社の資産を買収提案者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
  - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない



高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

- ⑤ 真に会社経営に参加する意思がないにも拘わらず、専ら当社の株価を上昇させて当該株式を高値で当社関係者等に引き取らせる行為
- (b) 強圧的二段階買付(最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいう。)等株主の皆様は株式の売却を事実上強要する買収等である場合
- (c) 買収等の条件(対価の価額・種類、買収等の時期、買収等の方法の適法性、買収等の実現可能性、買収等の後の経営方針又は事業計画、買収等の後における当社の他の株主の皆様、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含む。)が当社の本源的価値に鑑み著しく不十分又は不適當な買収等である場合
- (d) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、顧客、取引先その他当社の利害関係者との関係、又は当社の社会的信用若しくはブランド価値を損なうこと等により、当社の企業価値ひいては株主の皆様は共同の利益に著しく反する買収等である場合

(2) 特別委員会は上記2.に記載した勧告を行うに際し、外部専門家による助言を得ることができるものとする。

#### 4. 特別委員会の決議

特別委員会による勧告その他の決議は、特別委員会を構成する委員の全員が出席し、その3分の2以上をもってこれを行うものとする。但し、傷病その他やむを得ない事由により出席できない委員が存する場合には、当該委員を除く委員全員が出席し、その3分の2以上をもってこれを行うものとする。

#### 5. 変更

本ガイドラインの変更は特別委員会の決議により行うものとする。

以 上

## 新株予約権無償割当ての概要

### 1. 新株予約権の名称

第五回事前警告型新株予約権

### 2. 新株予約権の割当総数

新株予約権の割当総数は、新株予約権の無償割当てに関する株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議(以下「本新株予約権無償割当て決議」という。)において別途定める一定の日(以下「割当期日」という。)における当社の最終の発行済普通株式総数(但し、同時点において当社の有する当社普通株式の数を除く。)の2倍に相当する数と同数とする。

### 3. 割当対象株主

割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する当社普通株式(但し、同時点において当社の有する当社普通株式を除く。)1株につき2個の割合で新株予約権の無償割当てをする。

### 4. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とする。

### 5. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とする。

(2) 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)は、1株とする。但し、対象株式数は以下の(a)及び(b)に従い調整される。

(a) 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合は、対象株式数を次の算式により調整し、1株未満の端数は切り捨てる。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{調} & \text{整} & \text{後} & = & \text{調} & \text{整} & \text{前} \\ \text{対} & \text{象} & \text{株} & & \text{対} & \text{象} & \text{株} \\ \text{式} & \text{数} & & & \text{式} & \text{数} & \\ & & & & \times & & \\ & & & & \text{株} & \text{式} & \text{分} \\ & & & & \text{割} & \text{又} & \text{は} \\ & & & & \text{株} & \text{式} & \text{併} \\ & & & & \text{合} & \text{の} & \text{比} \\ & & & & \text{率} & & \end{array}$$

(b) 上記(a)に定めるほか、合併、会社分割等により対象株式数の調整を必要とする場合には、合併、会社分割等の条件等を勘案のうえ、対象株式数につき合理的な調整を行うものとする。

### 6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1株につき1円とする。

## 7. 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とする。

## 8. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に定義される意味を有し、共同保有者の株券等保有割合を含めて算出される。以下同様とする。)、又は、株券等所有割合(金融商品取引法第27条の2第8項に基づき、株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義される。以下別段の定めがない限り同様とする。))の買付け等(同項に定義される。以下同様とする。)を行う者及びその特別関係者の株券等所有割合を合計したものを意味する。以下同様とする。)が20%以上となる者(以下「特定大量保有者」という。)が現れたことを当社取締役会が認識し、公表した日から10日間が経過したとき、又は公開買付けによって当社が発行者である株券等の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含む。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者(以下「特定大量買付者」という。特定大量保有者と併せて、以下「特定株式保有者」という。)が公開買付開始公告を行った日から10日間が経過したときに限り、新株予約権を行使することができる。

但し、当社は、企業価値の最大化の観点から必要があると認める場合には、取締役会の決議をもって、予め公表することにより上記「20%」の割合を引き上げることができる。

また、以下の各号に定める者は、特定株式保有者、並びに、共同保有者及び特別関係者に該当しないものとする。

- ① 当社
- ② 当社の子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。)
- ③ 当社の関連会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第5項に定義される。)
- ④ 当社を支配する意図がないのに特定株式保有者となった者と当社取締役会が認めた者で、かつ特定株式保有者となった後10日以内にその保有する株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に定義される意味を有する。以下同様とする。)を処分等することにより特定株式保有者ではなくなった者
- ⑤ 自己株式の取得等当社側の事情により、その意思によることなく特定株式保有者となった者(但し、当社の株券等をその後新たに取得してなお特定株式保有者に該当する場合を除く。)

- ⑥ その者が当社の株券等を取得し、保有することにより当社の企業価値が最大化されると当社取締役会が決議する者

なお、本(1)及び下記(3)において、共同保有者とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される意味を有し(同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。)、特別関係者とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される意味を有するものとする。

- (2) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (3) 上記(1)及び(2)に拘わらず、以下の各号に定める者(以下、本別紙において「非適格者」という。)は新株予約権を行使できないものとする。
- ① 特定大量保有者
  - ② 特定大量保有者の共同保有者
  - ③ 特定大量買付者
  - ④ 特定大量買付者の特別関係者
  - ⑤ 上記①から④までに該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け又は承継した者
  - ⑥ 上記①から⑤までに該当する者を実質的に支配し、その者に支配され若しくはその者と共通の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者(なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義される意味を有する。)をいう。)

## 9. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社は、上記8. (1)に定める行使条件が成就した場合には、取締役会決議により定めた日において、新株予約権のうち非適格者が保有する新株予約権を除いた新株予約権を取得することができる。この場合には、当社は、新株予約権を取得するのと引換えに、当該新株予約権の新株予約権者に対して、新株予約権1個当たり当社普通株式1株を交付する。この場合において、当社がかかる交付に先立ち効力が発生する株式分割又は株式併合を行うときは、上記5. (2) (a)に定める対象株式数の調整の規定を準用する。
- (2) 上記(1)に基づき当社により取得されなかった新株予約権のうち、非適格者以外の者へ譲渡された新株予約権については、当社は、取締役会決議により定めた日において、当該新株予約権を取得することができる。この場合には、当社は、新株予約権を取得するのと引換えに、当該新株予約権の新株予約権者に対して、新株予約権1個当たり当社普通株式1株を交付する。この場合において、当社がかかる交付に先立ち効力が発生する株式分割又は株式併合を行うときは、上記5. (2) (a)に定める対象株式数の調整の規定を準用する。

(3) 上記(1)及び(2)までに拘わらず、当社は、上記8.(1)に定める行使条件が成就するまでの間において、次の事由に該当する場合には、取締役会決議により定めた日において、新株予約権の全部を無償で取得する。

- ア. 取締役会が当社の企業価値を最大化するために必要であると認めた場合
- イ. 株主提案により選任される取締役の数が在任取締役の過半数となった場合
- ウ. 上記ア. 及びイ. のほか、取締役会が新株予約権の全部を無償で取得することが適切であると判断した場合

#### 10. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

#### 11. 新株予約権証券の発行

当社は新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

#### 12. 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。但し、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

##### (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。

- (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数  
再編対象会社の普通株式とし、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記  
5.(2)に準じて決定する。
- (3) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
1株につき1円とする。
- (4) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間  
上記7.に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織  
再編行為の効力発生日の何れか遅い日から、上記7.に定める新株予約権  
を行使することができる期間の満了日までとする。
- (5) 再編対象会社新株予約権の行使の条件  
上記8.に準じて決定する。
- (6) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び  
取得の条件  
上記9.に準じて決定する。
- (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限  
譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の  
取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加  
する資本金及び資本準備金に関する事項  
下記13.に準じて決定する。

#### 13. 新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金の  
額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の  
2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上  
げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本準備  
金の額は、前項に記載した資本金等増加限度額から前項に定める増加する  
資本金の額を減じて得た額とする。

#### 14. 法令改正等による修正

新株予約権の発行後、法令改正等により、上記各項に定める条項及び用語の意義に修正を加える必要が生じた場合においては、当社は、その取締役会決議に基づいて、当該改正等の趣旨・状況等を考慮の上で、上記各項に定める条項及び用語の意義を合理的な範囲内で修正することができるものとする。

以上

---

( 本事業報告中の記載金額及び株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて表  
示しております。 )

# 貸 借 対 照 表

(平成28年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資 産 の 部)</b>		<b>(負 債 の 部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>18,562</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>26,534</b>
現金及び預金	3,561	支払手形	975
受取手形	42	買掛金	4,158
売掛金	6,687	短期借入金	3,313
商品及び製品	2,865	1年内返済予定の長期借入金	15,433
仕掛品	727	リース債	33
原材料及び貯蔵品	3,366	未払金	1,257
繰延税金資産	135	未払費用	284
短期貸付	770	未払法人税等	583
その他金	413	未払引当金	195
貸倒引当金	△6	その他	299
<b>固 定 資 産</b>	<b>50,776</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>9,439</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>16,040</b>	社債	4,700
建物	3,782	長期借入金	3,070
構築物	143	リース債	58
機械及び装置	1,321	繰延税金負債	401
車両運搬具	5	退職給付引当金	657
工具、器具及び備品	1,217	役員退職慰労引当金	352
土地	9,350	その他	198
リース資産	86	<b>負 債 合 計</b>	<b>35,974</b>
建設仮勘定	132	<b>(純 資 産 の 部)</b>	
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>440</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>32,562</b>
ソフトウェア	398	資本金	7,324
リース資産	0	資本剰余金	7,815
その他	42	資本準備金	7,815
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>34,295</b>	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>19,557</b>
投資有価証券	2,342	利益準備金	836
関係会社株式	22,576	その他利益剰余金	18,720
関係会社出資金	9	土地圧縮積立金	817
美術品	8,470	償却資産圧縮積立金	524
その他	919	別途積立金	15,130
貸倒引当金	△23	繰越利益剰余金	2,248
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△2,135</b>
		評価・換算差額等	605
		その他有価証券評価差額金	605
		新株予約権	197
<b>資 産 合 計</b>	<b>69,338</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>33,364</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>69,338</b>

# 損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	54,834
売上原価	39,007
売上総利益	15,827
販売費及び一般管理費	13,762
営業利益	2,064
営業外収益	29
受取利息	51
受取配当金	82
受取賃貸料	52
仕入割引	5
為替差益	54
その他	275
営業外費用	369
支払利息	66
社債利息	467
売上割引	52
シンジケートローン手数料	33
その他	988
経常利益	1,350
特別利益	0
固定資産売却益	117
新株予約権戻入益	117
特別損失	39
固定資産除却損	3
減損	3
その他	12
税引前当期純利益	54
法人税、住民税及び事業税	△67
法人税等調整額	507
当期純利益	905



# 株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計
当 期 首 残 高	7,324	7,815	-	7,815
当 期 変 動 額				
固定資産圧縮積立金等の積立て				
固定資産圧縮積立金等の取崩し				
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩し				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-
当 期 末 残 高	7,324	7,815	-	7,815

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株主資本 合計
	利益準備金	その他 利益剰余金 (注)		
当 期 首 残 高	836	18,164	△2,134	32,007
当 期 変 動 額				
固定資産圧縮積立金等の積立て		-		-
固定資産圧縮積立金等の取崩し		-		-
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩し		-		-
剰 余 金 の 配 当		△349		△349
当 期 純 利 益		905		905
自 己 株 式 の 取 得			△1	△1
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	-	556	△1	554
当 期 末 残 高	836	18,720	△2,135	32,562

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			新株 予約権	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	496	22	519	279	32,806
当 期 変 動 額					
固定資産圧縮積立金等の積立て					-
固定資産圧縮積立金等の取崩し					-
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩し					-
剰 余 金 の 配 当					△349
当 期 純 利 益					905
自 己 株 式 の 取 得					△1
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	108	△22	85	△82	3
当 期 変 動 額 合 計	108	△22	85	△82	558
当 期 末 残 高	605	-	605	197	33,364

(注) その他利益剰余金の内訳

(単位：百万円)

	土地圧縮 積立金	償却資産 圧縮積立金	固定資産 圧縮特別勘定 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	合計
当 期 首 残 高	731	207	475	15,130	1,620	18,164
当 期 変 動 額						
固定資産圧縮積立金等の積立て	86	397			△484	-
固定資産圧縮積立金等の取崩し		△80			80	-
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩し			△475		475	-
剰 余 金 の 配 当					△349	△349
当 期 純 利 益					905	905
自 己 株 式 の 取 得						
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	86	317	△475	-	627	556
当 期 末 残 高	817	524	-	15,130	2,248	18,720

# 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

## 1. 資産の評価基準及び評価方法

### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。

### (2) デリバティブ取引 時価法によっております。

### (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。

商品・製品・仕掛品・原材料（主要材料） 移動平均法

原材料（補助材料）・貯蔵品 最終仕入原価法

## 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定率法を採用しております。

(リース資産を除く) ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）につきましては、定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額につきましては、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産につきましては、一括償却資産として、3年間で均等償却する方法によっております。

無形固定資産 定額法を採用しております。

(リース資産を除く) なお、耐用年数につきましては、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。また、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

貸倒引当金	諸債権の貸倒れに備えるものであって、一般債権につきましては貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員の賞与の支給に備えるものであって、次回支給見込額に基づき、当事業年度に属する月分の要支給見込額の全額を計上しております。
役員賞与引当金	役員賞与の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額のうち、当事業年度負担額を計上しております。なお、当事業年度においては計上しておりません。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるものであって、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 過去勤務費用は、その発生時に一括して費用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。
役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支給に備えるため、規程に基づく当事業年度末における要支給額を計上しております。 (追加情報) 当社は、平成27年6月25日開催の定時株主総会において、監査役の役員退職慰労金制度廃止に伴い、退職慰労金を打ち切り支給することを決議いたしました。これに伴い、「役員退職慰労引当金」を全額取り崩し、打ち切り支給額の未払い分5百万円を固定負債の「その他」（長期未払金）に含めて表示しております。
環境対策引当金	「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によって処理することが義務づけられているPCB廃棄物の処理に備えるため、その処理費用見込額を計上しております。なお、当事業年度においては計上しておりません。

#### 4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 繰延資産の処理方法

社債発行費 支出時に全額費用計上しております。

##### (2) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法 原則として繰延ヘッジ処理によっております。  
なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等につきましては振当処理をし、特例処理の要件を満たしている金利スワップにつきましては、特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象 通貨関連は為替予約等をヘッジ手段とし、外貨建取引をヘッジ対象としております。また、金利関連は、金利スワップ取引をヘッジ手段とし、借入金の支払金利をヘッジ対象としております。

ヘッジ方針 内部規程に基づき為替変動リスク及び金利リスクをヘッジすることを目的として、実需の範囲内でデリバティブ取引を利用する方針であります。

ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ手段がヘッジ対象である予定取引の重要な条件と同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものであると想定できるため、ヘッジの有効性の判定を省略しております。特例処理による金利スワップにつきましては、その要件を満たしていることの確認をもって有効性の判定に替えております。

(3) 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

#### (会計方針の変更に関する注記)

##### 企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる計算書類に与える影響はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	1,529百万円
土地	5,064百万円
投資その他の資産（出資金）	5百万円
合計	6,599百万円

(2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	7,550百万円
長期借入金	235百万円
合計	7,785百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

36,538百万円

3. 保証債務

下記の関係会社の金融機関等からの借入債務等に対し、保証を行っております。

Juken New Zealand Ltd.	8,751百万円
(うち4,306百万円は、55百万ニュージーランドドル)	
沃達王國際有限公司	64百万円
Juken Sangyo(Phils.)Corp.	220百万円
合計	9,036百万円

なお、関係会社の為替予約契約等の保証を行っており、期末日時点の契約残高は、6,937百万円（90百万ニュージーランドドル）であります。

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	1,178百万円
短期金銭債務	895百万円

5. 手形割引高及び裏書譲渡高

受取手形割引高	624百万円
---------	--------

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

売上高	1,191百万円
仕入高及び賃加工他	15,708百万円
その他の営業外の取引高	53百万円

2. 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額

売上原価	55百万円
販売費及び一般管理費	3百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末日における自己株式の数	普通株式	2,560千株
-------------------	------	---------

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	461百万円
未払事業税	48百万円
賞与引当金	59百万円
役員退職慰労引当金	107百万円
減価償却超過額	99百万円
その他	194百万円
繰延税金資産小計	971百万円
評価性引当額	△234百万円
繰延税金資産合計	737百万円

繰延税金負債

退職給付信託設定益	△149百万円
圧縮記帳積立金等	△588百万円
有価証券評価差額	△265百万円
繰延税金負債合計	△1,003百万円
繰延税金資産（負債）の純額	△265百万円

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	32.8%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.3%
住民税均等割等	4.6%
税率変更差異	0.5%
評価性引当金増減額	△3.0%
その他	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>35.9%</u>

## 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.8%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.7%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.5%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は6百万円増加し、その他有価証券評価差額金が13百万円、法人税等調整額が7百万円、土地圧縮積立金が18百万円、償却資産圧縮積立金が11百万円、それぞれ増加しております。



(リースにより使用する固定資産に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	名称	議決権等の 所有(被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	Juken New Zealand Ltd.	所有 間接93.7%	当社製品の 構造材 及び基材 の製造委 託	仕入(注)1	5,727	—	—
				保証債務	8,751	—	—
	Juken Sangyo (Phils.)Corp.	所有 間接100%	当社製品の 構造材 及び基材 の製造委 託	金銭の貸 付(注)2	750	短期 貸付金	750
				金銭の回 収(注)2	1,050		
				利息の受 取(注)2	20	未収入金	—
	沃達王國際 有限公司	所有 直接100%	株式の所 有による 支配	増資の引 受(注)3	1,973	—	—

- (注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
商社経由の取引であるため、取引金額には、商社経由の仕入金額で表示  
しており、当該関連当事者に対する仕入債務は発生いたしません。  
取引価格につきましては、当社と当該関連当事者との間で為替及び市場  
動向等を参考に相互協議の上、決定しております。  
なお、取引金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 金銭の貸付の金利は、市場金利を勘案して決定しており、返済期限は貸  
付日から1年内としております。  
なお、担保は受け入れておりません。
3. 沃達王國際有限公司に対する増資の引き受けは、同社が行った増資を全  
額引き受けたものです。

## 2. 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

属性	名称	議決権等の 所有(被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社	中本造林 株式会社 (注)2	被所有 直接1.2%	固有製品 の仕入・ 販売	外壁材の仕 入(注)1	747	買掛金	68
	株式会社 m i m o z a x (注)3	なし	特許権の 売却	金銭の回収	27	長期未収入金 (1年内含む) (注)4	182
				利息の受取 (注)4	3	未収入金	—

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 取引価格につきましては、一般的な市場価格を参考に相互協議の上、決定しております。支払条件につきましても一般の取引と同様な支払条件となっております。
2. 当社代表取締役中本祐昌及び近親者が100%を直接所有しております。
  3. 当社代表取締役中本祐昌が100%を直接所有しております。
  4. 市場金利を勘案して、利率を合理的に決定しております。返済条件は、最低返済額を定めております。なお、当社代表取締役中本祐昌所有の有価証券を担保として受け入れております。
  5. 取引金額には、消費税等は含まれておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(単位：百万円)

属性	名称	議決権等の 所有(被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及び その近親 者	中本祐昌	被所有 直接2.8%	ウッドワン 美術館 理事	金銭の回収	45	長期貸付金 (1年内含む) (注)1	—
				利息の受取 (注)1	0	未収入金	—
				寄付金	42	—	—

- (注) 1. 市場金利を勘案して、利率を合理的に決定しております。返済条件は5年としております。なお、公益財団法人ウッドワン美術館所有の美術品を担保として受け入れております。
2. 当社の社会貢献、当該美術館の活動目的を達成するために当社所有の美術品及び建物を無償貸与しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 711円00銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 19円42銭  |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

# 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>28,492</b>	<b>流動負債</b>	<b>31,375</b>
現金及び預金	5,978	支払手形及び買掛金	6,383
受取手形及び売掛金	8,606	短期借入金	21,207
商品及び製品	4,930	未払法人税等	601
仕掛品	2,214	賞与引当金	227
原材料及び貯蔵品	5,758	為替予約	488
繰延税金資産	139	その他	2,467
為替予約	302	<b>固定負債</b>	<b>17,773</b>
その他	582	社債	4,700
貸倒引当金	△20	長期借入金	9,336
<b>固定資産</b>	<b>60,589</b>	役員退職慰労引当金	352
<b>有形固定資産</b>	<b>46,705</b>	退職給付に係る負債	847
建物及び構築物	8,729	繰延税金負債	2,202
機械装置及び運搬具	7,158	その他	333
土地	12,447	<b>負債合計</b>	<b>49,148</b>
建設仮勘定	564	<b>(純資産の部)</b>	
立木	16,283	<b>株主資本</b>	<b>33,756</b>
その他	1,522	資本金	7,324
<b>無形固定資産</b>	<b>502</b>	資本剰余金	7,519
<b>投資その他の資産</b>	<b>13,380</b>	利益剰余金	21,047
投資有価証券	3,023	<b>自己株式</b>	<b>△2,135</b>
繰延税金資産	0	その他の包括利益累計額	5,198
美術品	8,470	その他有価証券評価差額金	693
その他	1,919	繰延ヘッジ損益	5
貸倒引当金	△32	為替換算調整勘定	4,612
		退職給付に係る調整累計額	△111
		新株予約権	197
		非支配株主持分	779
		<b>純資産合計</b>	<b>39,932</b>
<b>資産合計</b>	<b>89,081</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>89,081</b>

# 連 結 損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上	65,571
売上原価	46,863
売上総利益	18,707
販売費及び一般管理費	17,085
営業利益	1,622
受取利息	12
受取配当金	56
受取割当料	43
受取賃料	124
その他費用	298
営業外費用	536
支払利息	544
支払割当	472
支払差引損	585
電力バティブ評価	45
その他利益	206
経常利益	1,854
特別利益	303
固定資産売却益	11
新株予約権戻入益	117
子会社の清算	408
その他	0
特別損失	537
固定資産売却損	11
固定資産除却損	39
減価償却損	3
災害による損	31
為替差損	586
その他	2
税金等調整前当期純利益	675
法人税、住民税及び事業税	165
法人税等調整額	633
	△384
当期純損失(△)	248
非支配株主に帰属する当期純損失(△)	△83
親会社株主に帰属する当期純利益	△146
	62

## 連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	7,324	7,815	21,334	△2,134	34,340
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△349		△349
親会社株主に帰属する当期純利益			62		62
自 己 株 式 の 取 得				△1	△1
連結子会社の株式取得による減少		△295			△295
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	△295	△287	△1	△583
当 期 末 残 高	7,324	7,519	21,047	△2,135	33,756

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				新 株 子 約 権	非支配 株主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有 価証券評 価差額金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付 に係る 調 整 累 計 額			
当 期 首 残 高	570	273	8,263	118	279	2,597	46,442
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△349
親会社株主に帰属する当期純利益							62
自 己 株 式 の 取 得							△1
連結子会社の株式取得による減少							△295
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	122	△267	△3,651	△230	△82	△1,817	△5,926
当 期 変 動 額 合 計	122	△267	△3,651	△230	△82	△1,817	△6,510
当 期 末 残 高	693	5	4,612	△111	197	779	39,932

# 連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

## 1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数 13社

主要な連結子会社の名称

株式会社ウッドジョイ

株式会社フォレストワン

Juken New Zealand Ltd.

住建(上海)有限公司

Juken Sangyo (Phils.)Corp.

沃達王木業(上海)有限公司

沃達王(上海)建材有限公司

沃達王國際有限公司

株式会社ベルキッチン

上海倍樂厨業有限公司

このうち、株式会社フォレストワン及び沃達王(上海)建材有限公司については、当連結会計年度において新たに設立したことにより、連結の範囲に含めております。

- (2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、住建(上海)有限公司、沃達王木業(上海)有限公司、沃達王(上海)建材有限公司及び上海倍樂厨業有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引につきましては、連結決算上必要な調整を行っております。また、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

## 2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数 1社

PT. Woodone Integra Indonesia

PT. Woodone Integra Indonesiaについては、当連結会計年度において連結子会社である沃達王國際有限公司が持分を取得したことにより、持分法適用の範囲に含めております。

### 3. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。

デリバティブ取引 時価法によっております。

たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。

住宅建材

商品・製品・仕掛品・原材料(主要材料) 主として移動平均法

原材料(補助材料)・貯蔵品 最終仕入原価法

住宅設備機器

商品・製品・仕掛品・原材料 総平均法

貯蔵品 最終仕入原価法

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産 主として定率法を採用しております。

(リース資産を除く) ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）につきましては、主として定額法を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額につきましては、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産につきましては、一括償却資産として、3年間で均等償却する方法によっております。

無形固定資産 定額法を採用しております。

(リース資産を除く) なお、耐用年数につきましては、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。また、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。



### (3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金	諸債権の貸倒れに備えるものであって、一般債権につきましては貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員の賞与の支給に備えるものであって、次回支給見込額に基づき、当連結会計年度に属する月分の要支給見込額の全額を計上しております。
役員賞与引当金	役員賞与の支給に備えるため、連結会計年度末における支給見込額のうち、当連結会計年度負担額を計上しております。なお、当連結会計年度においては計上しておりません。
役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支給に備えるため、規程に基づく当連結会計年度末における要支給額を計上しております。 (追加情報) 当社は、平成27年6月25日開催の定時株主総会において、監査役の役員退職慰労金制度廃止に伴い、退職慰労金を打ち切り支給することを決議いたしました。これに伴い、「役員退職慰労引当金」を全額取り崩し、打ち切り支給額の未払い分5百万円を固定負債の「その他」(長期未払金)に含めて表示しております。
環境対策引当金	「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によって処理することが義務づけられているPCB廃棄物の処理に備えるため、その処理費用見込額を計上しております。なお、当連結会計年度においては計上しておりません。

### (4) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法	原則として繰延ヘッジ処理によっております。 なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等につきましては振当処理をし、特例処理の要件を満たしている金利スワップにつきましては、特例処理によっております。
ヘッジ手段とヘッジ対象	通貨関連は為替予約等をヘッジ手段とし、外貨建取引をヘッジ対象としております。また、金利関連は、金利スワップ取引をヘッジ手段とし、借入金の支払金利をヘッジ対象としております。

ヘッジ方針 内部規程に基づき為替変動リスク及び金利リスクをヘッジすることを目的として、実需の範囲内でデリバティブ取引を利用する方針であります。

ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較する方法によっております。なお、ヘッジ手段がヘッジ対象である予定取引の重要な条件と同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定できる取引に関しては、ヘッジの有効性の判定を省略しております。特例処理による金利スワップにつきましては、その要件を満たしていることの確認をもって有効性の判定に替えております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用計上しております。

② 立木勘定の金額には、当連結会計年度に発生した支払利息のうち立木の植林育成費用に対応する金額142百万円（1百万ニュージーランドドル）を含めております。

③ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時に一括して費用処理しております。また数理計算上の差異は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

④ 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

## (会計方針の変更に関する注記)

### 企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、  
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

この結果、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。また、当連結会計年度末の資本剰余金が295百万円減少しております。

## (連結貸借対照表に関する注記)

### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### (1) 担保に供している資産

建物及び構築物	1,529百万円
土地	6,399百万円
立木	16,213百万円
その他(投資その他の資産)	5百万円
合計	24,148百万円

#### (2) 担保に係る債務

短期借入金	10,239百万円
長期借入金	6,300百万円
合計	16,540百万円

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額

71,665百万円

### 3. 手形割引高及び裏書譲渡高

受取手形割引高	624百万円
---------	--------

(連結損益計算書に関する注記)

通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額

売上原価	102百万円
販売費及び一般管理費	14百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の数 普通株式 49,209千株
2. 剰余金の配当に関する事項

当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月25日 定時株主総会	普通株式	174百万円	3.75円	平成27年 3月31日	平成27年 6月26日
平成27年11月6日 取締役会	普通株式	174百万円	3.75円	平成27年 9月30日	平成27年 12月7日

当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	174百万円	3.75円	平成28年 3月31日	平成28年 6月29日

3. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 1,494千株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資産運用につきましては短期的な預金等に限定し、社債及び銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、「与信稟議規程」に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は、主として株式であり、上場会社につきましては四半期毎に時価の把握を行っております。

短期借入金の使途は主として運転資金であり、社債及び長期借入金は主として設備投資資金であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、一部の長期借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引、一部の海外連結子会社における電力価格の変動リスクに対するヘッジを目的としたスワップ取引であります。なお、ヘッジに関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等につきましては、前述の「会計方針に関する事項」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日（当連結会計年度末）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額につきましては、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	5,978	5,978	—
(2) 受取手形及び売掛金	8,606	8,606	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	2,532	2,532	—
資産計	17,117	17,117	—
(4) 支払手形及び買掛金	6,383	6,383	—
(5) 短期借入金	21,207	21,207	—
(6) 社債	4,700	4,707	7
(7) 長期借入金	9,336	9,336	0
負債計	41,627	41,634	7
(8) デリバティブ取引（*）			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	(490)	(490)	—
②ヘッジ会計が適用されているもの	302	295	△6
デリバティブ取引計	(187)	(194)	△6

（\*）負債に計上されているものにつきましては、（ ）で示しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 投資有価証券  
これらの時価につきましては、株式は取引所の価格によっております。
- (4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (6) 社債、(7) 長期借入金  
社債及び長期借入金の時価につきましては、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。
- (8) デリバティブ取引  
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引につきましては、取引対象物の種類毎の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

①ヘッジ会計が適用されていないもの

(ア) 通貨関連

(単位：百万円)

種類	契約額等	契約額等のうち1年超	時価	評価損益
為替予約取引等 買建				
NZD買・日本円売	5,159	2,211	△488	△488
合計	5,159	2,211	△488	△488

時価の算定方法

期末の時価は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づいて算定しております。

(イ) その他

(単位：百万円)

種類	契約額等	契約額等のうち1年超	時価	評価損益
電力デリバティブ取引(海外) 変動受取・固定支払	30	—	△2	△2
合計	30	—	△2	△2

時価の算定方法

期末の時価は、取引先等から提示された価格等に基づいて算定しております。

②ヘッジ会計が適用されているもの

(ア) 通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価
原則的 処 理 方 法	為替予約取引 売建				
	日本円売・NZD買	売掛金	1,778	615	302
	合計		1,778	615	302

時価の算定方法

期末の時価は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づいて算定しております。

## (イ) 金利関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	5,400	—	△6
合計			5,400	—	△6

## 時価の算定方法

期末の時価は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づいて算定しております。

## 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	490

これらにつきましては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 其他有価証券」には、含めておりません。

## (賃貸等不動産に関する注記)

重要性が乏しいと判断できるため、注記を省略しております。

## (1株当たり情報に関する注記)

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 835円08銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 1円35銭   |

## (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月19日

株式会社ウッドワン  
取締役会 御中

## 西日本監査法人

代表社員 公認会計士 栗栖正紀 ㊞  
業務執行社員  
業務執行社員 公認会計士 山内重樹 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ウッドワンの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウッドワン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月19日

株式会社ウッドワン  
取締役会 御中

## 西日本監査法人

代表社員 公認会計士 栗栖正紀 ㊞  
業務執行社員  
業務執行社員 公認会計士 山内重樹 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ウッドワンの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書謄本

### 監査報告書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第64期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 西日本監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 西日本監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成28年5月23日

株式会社ウッドワン 監査役会

常勤監査役 須山正敏 ㊟

監査役 佐藤寛 ㊟

監査役 三輪洋二 ㊟

監査役 森川和彦 ㊟

(注) 監査役 三輪洋二、森川和彦は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### 1. 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重点施策のひとつと認識し、厳しい経営環境下にあっても企業経営の基盤の強化をはかり、安定的な配当を継続することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、1株につき3円75銭とさせていただきたいと存じます。

なお、中間配当金として1株につき3円75銭をお支払いいたしておりますので、当期の年間配当金は1株につき7円50銭となります。

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金3円75銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、174,933,266円となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月29日といたしたいと存じます。

##### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

該当事項はありません。

## 第2号議案 定款一部変更の件

当社定款を次のとおり変更いたしたいと存じます。

### 1. 変更の理由

経営体制の充実強化を図るため、現行定款第23条（員数）に定める取締役の員数を8名以内から10名以内に変更するものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線\_\_は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第4章 取締役および取締役会  （員数） 第23条 当社の取締役は、 <u>8</u> 名以内とする。	第4章 取締役および取締役会  （員数） 第23条 当社の取締役は、 <u>10</u> 名以内とする。

### 第3号議案 取締役6名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役 竹田 平、高橋雄二、川戸宏之、迫勝則の4氏が任期満了となりますので、新任2名を含む取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。なお、2名の増員につきましては、本株主総会第2号議案が原案どおり承認されることを条件といたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数	当社との特別の利害関係
1	たけだ ひとし 竹田 平 昭和30年7月23日生	昭和53年4月 当社に入社 平成5年6月 当社参与関連事業室長 平成12年6月 当社執行役員東海製造部長 平成13年6月 当社取締役東海製造部長 平成15年8月 当社取締役、Juken Nissho Ltd. (現 Juken New Zealand Ltd.) 専務取締役 平成19年6月 当社取締役本社製造部長兼物流部長兼購買部長 平成20年5月 ㈱中国住建代表取締役社長 平成20年6月 当社常務取締役製造本部本部長兼本社製造部長 平成20年8月 当社常務取締役製造本部本部長兼本社製造部長兼関連事業室長 平成21年4月 当社常務取締役製造本部本部長兼本社製造部長兼関連事業室長兼製造技術室長 平成23年2月 当社常務取締役製造本部本部長兼本社製造部長兼関連事業室長 平成23年6月 当社常務取締役製造本部本部長兼本社製造部長兼東海製造部長兼関連事業室長 平成25年9月 当社常務取締役製造本部本部長兼本社製造部長 (現在に至る)	6,000株	なし

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数	当社との 特別の 利害関係
2	たか はし ゆう じ <b>高橋 雄 二</b> 昭和29年9月18日生	昭和53年4月 東洋工業(株) (現マツダ(株)) に入 社 平成10年6月 同社車体技術部第一車体グルー プマネージャー 平成13年3月 当社に入社 平成18年10月 当社参与生産管理室副部長兼生 産技術室副部長 平成21年6月 当社執行役員生産管理室部長兼 経理部長付部長兼技術開発部基 礎開発課長兼情報システム部次 長 平成22年6月 当社取締役生産管理室部長兼技 術開発部長兼情報システム部長 平成23年3月 当社取締役生産管理室長兼技術 開発部長兼情報システム部長 平成24年6月 当社取締役東海製造部長兼情報 システム部長 (現在に至る)	3,000株	な し
3	かわ ど ひろ ゆき <b>川戸 宏 之</b> 昭和33年9月15日生	昭和56年4月 当社に入社 平成3年10月 Juken Nissho Ltd. (現 Juken New Zealand Ltd.) 出向 平成6年5月 当社ジュビーノドア工場課長 平成10年9月 当社ジュビーノドア工場次長 平成13年10月 当社東海製造部豊橋工場次長 平成15年7月 当社参与東海製造部豊橋工場次 長 平成16年8月 当社参与住建 (上海) 有限公司 兼沃達王木業 (上海) 有限公司 工場長 平成19年6月 当社執行役員Juken New Zealand Ltd. 専務取締役製造部長兼ギス ボン工場長兼ワイララバ工場長 平成22年2月 Juken NZ Northern Plantations Ltd. 代表取締役社長 平成24年6月 当社取締役、Juken New Zealand Ltd. 専務取締役製造部長 平成26年4月 当社取締役戦略統括本部副本 部長 (現在に至る)	3,000株	な し

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数	当社との特別の利害関係
4	さこ かつ のり 迫 勝 則 昭和30年1月19日生	昭和52年4月 当社に入社 平成4年2月 当社東京支店長 平成9年6月 当社商品企画部長 平成15年7月 当社参与住宅構法開発室長 平成22年6月 当社執行役員住宅構法開発室長兼商品企画室長 平成23年4月 当社執行役員住宅システム営業部長 平成26年6月 当社取締役住宅システム営業部長 平成27年3月 当社取締役住宅システム営業部長兼営業本部東日本営業部長(現在に至る)	4,000株	なし
5 新任	つち や あつし 土屋 篤 昭和32年2月12日生	昭和54年4月 旧㈱日本興業銀行に入行 平成14年4月 ㈱みずほ銀行静岡支店長 平成20年4月 ㈱みずほコーポレート銀行(現㈱みずほ銀行)与信企画部長 平成22年6月 イイノマリンサービス㈱常務取締役 平成24年6月 イイノマネジメントデータ㈱常務取締役 平成26年6月 当社に入社 同 当社執行役員戦略統括本部担当部長(現在に至る)	0株	なし
		(新任候補者とした理由) 当社執行役員就任後、戦略に関する企画・立案に寄与しており、また当社の属する業界と異なった分野での豊富な経験や幅広い知識を有しており、その経験・知識を経営の様々な場面で活かすことができると判断したため、取締役候補者としたものであります。		
6 新任	いしばし みち お 石橋三千男 昭和23年1月11日生	昭和55年3月 公認会計士登録(現在に至る) 昭和55年6月 税理士登録(現在に至る) 昭和61年11月 ㈱経理部長(現㈱F I S経営研究所)代表取締役(現在に至る) 平成4年2月 清友監査法人代表社員 平成22年6月 日本公認会計士協会中国会会長 平成23年5月 ㈱広島県イノベーション推進機構社外取締役(現在に至る)	0株	なし
		(重要な兼職の状況) ㈱F I S経営研究所 代表取締役		
		(新任候補者とした理由) 欄外(注)3.に記載のとおりであります。		



- (注) 1. 候補者 石橋三千男氏は、社外取締役候補者であります。
2. 当社は、候補者 石橋三千男氏が取締役就任した場合、当社定款第34条第2項により、責任限度額を法令の定める額とする責任限定契約を締結する予定であります。
3. 候補者 石橋三千男氏は、税理士、公認会計士の資格を有しておられ、その専門的な知識・経験等を当社の内部統制機能、監督機能の強化に活かしていただけると判断したため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 当社は、本議案をご承認いただくことを前提として、候補者 石橋三千男氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し届け出ております。

#### 第4号議案 監査役4名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役 須山正敏、佐藤 寛、三輪洋二、森川和彦の4氏が任期満了となりますので、新任1名を含む監査役4名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数	当社との特別の利害関係
1 新任	たなか ふみお 田中文雄 昭和31年1月12日生	昭和53年4月 当社に入社 昭和63年5月 当社高松営業所 平成5年5月 当社東海支社総務課長 平成14年3月 当社経理部課長 平成17年4月 当社経理部次長 平成28年1月 当社経理部シニアマネージャー (現在に至る)  (新任候補者とした理由) 当社において営業部門、総務部門、経理部門など様々な業務に携わり豊富な経験や見識を有していることから、その経験等を活かし当社監査体制の更なる強化を図ることを目的として監査役候補者としたものであります。	3,000株	なし
2	さとう ひろし 佐藤 寛 昭和16年12月5日生	昭和45年4月 当社入社 昭和59年6月 当社取締役社長室長 平成4年2月 当社取締役営業本部副本部長(特販部門)兼業務管理部長 平成6年9月 当社取締役営業本部副本部長 平成8年1月 当社取締役物流部長 平成9年3月 当社取締役海外事業部長 平成10年9月 当社取締役品質管理部長 平成12年6月 当社取締役退任 同 当社執行役員品質管理部長 平成21年6月 当社執行役員退任 同 当社品質管理部顧問 平成24年6月 当社監査役(現在に至る)	82,780株	なし

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数	当社との特別の利害関係
3	みわようじ 三輪洋二 昭和25年5月22日生	平成15年7月 三次税務署長 平成17年7月 廿日市税務署長 平成18年7月 広島国税局調査査察部査察管理課長 平成19年7月 広島国税局調査査察部調査管理課長 平成20年7月 広島国税局調査査察部次長 平成21年7月 広島国税局調査査察部長 平成22年7月 ㈱TM総合企画代表取締役（現在に至る） 平成22年8月 税理士事務所開設（現在に至る） 同 住吉工業㈱監査役（非常勤）（現在に至る） 平成23年1月 住吉運輸㈱監査役（非常勤）（現在に至る） 平成24年6月 当社監査役（現在に至る） 平成25年6月 ㈱ツチダ監査役（非常勤）（現在に至る）  （重要な兼職の状況） ㈱TM総合企画 代表取締役	0株	なし
4	もりかわかずひこ 森川和彦 昭和27年11月13日生	平成元年4月 弁護士登録（現在に至る） 平成7年4月 広島弁護士会民事介入暴力問題対策委員会委員（現在に至る） 平成14年7月 白島総合法律事務所所長（現在に至る） 平成15年4月 広島弁護士会副会長 平成19年4月 中国地方弁護士会連合会民暴委員会委員長 平成20年4月 財団法人暴力追放広島県民会議理事 平成23年6月 有信興産㈱取締役（非常勤） 平成26年1月 広島信用金庫員外監事（非常勤）（現在に至る） 平成26年4月 公益財団法人暴力追放広島県民会議理事長（現在に至る） 平成27年6月 当社監査役（現在に至る）	0株	なし

- (注) 1. 候補者 三輪洋二氏及び森川和彦氏は、社外監査役候補者であります。
2. 当社は、候補者 三輪洋二氏及び森川和彦氏との間で会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める額としております。また、両氏の監査役選任をご承認いただきました場合は、当社は当該責任限定契約を継続する予定であります。

3. 社外監査役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
  - (1) 社外監査役候補者とした理由
    - 三輪洋二氏は、税理士資格を有しておられ、その専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
    - 森川和彦氏は、弁護士資格を有しておられ、その専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
  - (2) 経営に関与したことがない候補者であっても社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断した理由
    - 森川和彦氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に携わられた経験より豊富な知識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
  - (3) 当社社外監査役に就任してからの年数
    - 三輪洋二氏の社外監査役就任期間は、本株主総会終結の時をもって4年となります。
    - 森川和彦氏の社外監査役就任期間は、本株主総会終結の時をもって1年となります。
4. 当社は、候補者 森川和彦氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の監査役選任をご承認いただきました場合は、引続き、独立役員となる予定です。

## 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 生年月日	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数	当社との特別の利害関係
おおまつようじ 大松洋二 昭和38年5月29日生	平成5年4月 弁護士登録（現在に至る） 同 白島綜合法律事務所入所（現在に至る） 平成14年1月 広島青年会議所理事 平成14年7月 白島綜合法律事務所副所長（現在に至る） 平成16年4月 広島弁護士会副会長 平成22年5月 広島県介護保険審査会委員（現在に至る） 平成26年4月 広島弁護士会「司法修習委員会」副委員長（現在に至る）	0株	なし

- (注) 1. 候補者 大松洋二氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
2. 候補者 大松洋二氏は、本株主総会第4号議案を原案どおりご承認いただきました場合に社外監査役となる三輪洋二氏及び森川和彦氏の補欠の社外監査役であります。
3. 当社は、同氏が監査役に就任した場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し届け出を行う予定であります。
4. 当社は、同氏が監査役に就任した場合、当社定款第44条第2項により、責任限度額を法令の定める額とする責任限定契約を締結する予定であります。
5. 社外監査役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。

(1) 社外監査役候補者とした理由

大松洋二氏は、弁護士資格を有しておられ、その専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

(2) 経営に関与したことがない候補者であっても社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断した理由

大松洋二氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に携わられた経験より豊富な知識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

## 第6号議案 当社取締役及び執行役員に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により当社取締役及び執行役員に対して、ストックオプションとして新株予約権を発行することにつき、ご承認をお願いいたしたいと存じます。

また、当社取締役に対する新株予約権の発行につきましては、会社法第361条第1項第1号及び第3号、並びに同条第2項に基づくご承認も兼ねております。なお、本議案の対象となる取締役の員数は、本株主総会第3号議案を原案どおりご承認いただきますと社外取締役2名を除いた8名となります。

当社の取締役の報酬額は、平成18年6月29日開催の第54回定時株主総会において、支給限度額を年額3億円（但し、使用人兼務取締役に対する使用人分給与を含みません。）とすることをご承認いただいておりますが、これとは別枠で、ストックオプションとして割当てる新株予約権に関する報酬等の額を同定時株主総会において年額5億円以内とする旨のご承認をいただいております。今般、この別枠の範囲内で新株予約権を取締役の報酬等として付与するものであります。

1. 金銭の払込みを要しないで募集を行うことを必要とする理由及び新株予約権を取締役の報酬等として付与することを相当とする理由

当社取締役及び執行役員の業績向上に対する意欲や士気をより一層高め、長期的な業績向上を図ることを目的とし、当社取締役及び執行役員に対して以下に記載される新株予約権（以下「本新株予約権」という。）を発行する。

2. 新株予約権割当ての対象者

当社の取締役及び執行役員に本新株予約権を割当てるものとする。

3. 株主総会決議の委任に基づき募集事項の決定をすることができる募集新株予約権の数の上限

500個

4. 募集新株予約権の払込金額

無償（本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。）

5. 株主総会決議の委任に基づき募集事項の決定をすることができる募集新株予約権の内容

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの新株予約権の目的である株式の種類及び数（以下「目的株式数」という。）は、当社普通株式1,000株とする。

ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、当社は次の算式により目的株式数を調整する。

$$\text{調整後目的株式数} = \text{調整前目的株式数} \times \frac{\text{株式分割又は株式併合の割合}}{\text{株式分割又は株式併合の割合}}$$

かかる調整は、株式分割の場合は、株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合の場合は、会社法第180条第2項第2号の日以降、適用されるものとする。

当社による合併、会社分割、株式の無償割当て等目的株式数の調整を必要とする場合には、当社取締役会は、合併、会社分割、株式の無償割当ての条件等を勘案の上、目的株式数につき合理的な調整を行うことができる。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- ① 本新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限る。）の価額は、当該時点における目的株式数1株当たりの払込価額（以下「行使価額」という。）に目的株式数を乗じた金額とする。行使価額は、本新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、当該金額が本新株予約権発行の日の当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合はその前日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。
- ② 本新株予約権の発行後に当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、当社は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の割合}}$$

また、本新株予約権の発行後に当社が時価を下回る金額で新株を発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権行使の場合を除く。）には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。

さらに本新株予約権の発行後に、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、資本減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

- (3) 本新株予約権を行使することができる期間  
平成30年7月20日から平成37年6月30日までとする。
- (4) 本新株予約権の行使の条件
  - ① 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社取締役、執行役員又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退職、その他これに準ずる正当な理由により、当社取締役会が承認した場合は、この限りではない。
  - ② 本新株予約権者が死亡した場合は、相続人1名に限り、本新株予約権を相続し行使することができる。
  - ③ 本新株予約権の質入れは認めない。
  - ④ 各本新株予約権の一部行使はできない。
- (5) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
  - ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。
  - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、①に定める資本金等増加限度額から、①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 本新株予約権の取得
  - ① 当社が消滅会社となる合併契約又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が当社株主総会又は取締役会で承認された場合には、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、本新株予約権全てを無償で取得することができる。
  - ② 本新株予約権が行使される前に、上記(4)に定める本新株予約権の行使条件を充足しないことが確定した場合には、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、当該本新株予約権を無償で取得することができる。



(7) 本新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(8) 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

(9) 合併等における新株予約権の交付

① 当社は、当社を消滅会社とする合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「合併等」という。）を行う場合において、合併等の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社若しくは合併により設立する株式会社、吸収分割承継株式会社、新設分割設立株式会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下、総称して「存続会社等」という。）の新株予約権を次号の条件に従い交付することができる。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、存続会社等は新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、次号の条件に従い、存続会社等の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約若しくは新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画（以下「合併契約等」という。）において定めた場合に限るものとする。

② 前号の場合における新株予約権の交付の条件は以下のとおりとする。

(a) 交付される存続会社等の新株予約権（以下「承継新株予約権」という。）の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数の承継新株予約権を交付する。

(b) 承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数

交付時の承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数（以下「承継目的株式数」という。）は、次の算式により算出される。

承継目的株式数 = 合併等の効力発生直前における株式数 × 合併契約等に定める当社株式1株に対する存続会社等の株式の割当率の比率（以下「割当比率」という。）

ただし、存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継目的株式数を調整する。

調整後承継目的株式数 = 調整前承継目的株式数 × 株式分割又は株式併合の割合

かかる調整は、株式分割の場合は、株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合の場合は、会社法第180条第2項第2号の日以降、適用されるものとする。

存続会社等による合併、会社分割、株式の無償割当て等承継目的株式数の調整を必要とする場合には、存続会社等の取締役会は、合併、会社分割、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、承継目的株式数につき合理的な調整を行うことができる。

(c) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

承継新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限る。）の価額は、当該時点における承継目的株式数 1 株当たりの払込価額（以下「承継行使価額」という。）に承継目的株式数を乗じた金額とし、承継行使価額は、次の算式により算出され、その結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{承継行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

ただし、承継新株予約権の発行後に存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後承継行使価額} = \text{調整前承継行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の割合}}$$

(d) 承継新株予約権を行使することができる期間

上記 5. (3) に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と合併等の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 5. (3) に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(e) 承継新株予約権の行使の条件

- a. 承継新株予約権の質入れは認めない。
- b. 各承継新株予約権の一部行使はできない。
- c. その他承継新株予約権の行使の条件は、合併契約等に定めるところによる。

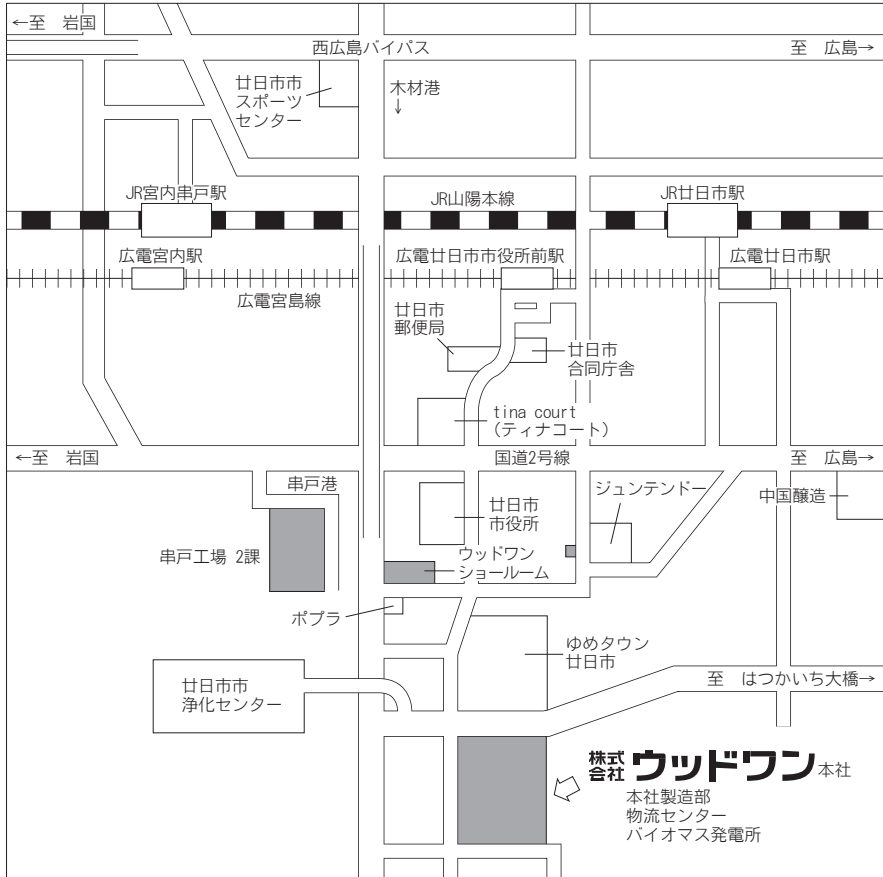
(f) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- a. 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の額（1 円未満の端数は切り上げる。）とする。

- b. 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、a. に定める資本金等増加限度額から、a. に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (g) 承継新株予約権の取得条項
- a. 存続会社等が消滅会社となる合併契約又は存続会社等が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が存続会社等の株主総会又は取締役会で承認された場合には、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権全てを無償で取得することができる。
  - b. 承継新株予約権が行使される前に、上記(e)に定める承継新株予約権の行使の条件を充足しないことが確定したときは、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権を無償で取得することができる。
- (h) 承継新株予約権の譲渡制限
- 譲渡による承継新株予約権の取得については、存続会社等の取締役会の承認を要する。
- (10) 細目事項
- 新株予約権に関する細目事項は、今後開催される本新株予約権発行に関する当社取締役会決議により決定する。

以 上

## 株主総会会場ご案内略図



広電廿日市市役所前（平良）駅 より 徒歩 約20分  
 JR宮内串戸駅・JR廿日市駅 より 徒歩 約30分  
 タクシー 約10分

### 【車でお越しの株主様へ】

広島市内方面から西広島バイパスを利用してお越しの場合は、佐方サービスエリアを通過した付近で「宮島方面」と「加計・吉和・廿日市市街方面」に分岐しておりますので、「加計・吉和・廿日市市街方面」へお進みくださいますようお願い致します。